

平成30年(ワ)第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原 告 植村和子、下澤悦夫、寺田誠知 外140名

被 告 国

平成30年(ワ)第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原 告 秋田正美 外77名

被 告 国

原告ら準備書面（12）

(新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容)

2019年12月11日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大脇 雅子

同 青山 邦夫

同 内河 恵一

同 松本 篤周

同 金井 英人

外35名

目次

はじめに	5
第1 新日米ガイドラインと新安保法制法との対応関係	5
1 はじめに	5
2 新安保条約	5
3 1978年ガイドライン—「日米共同作戦」	6
4 1997年ガイドライン—「周辺事態」	7
(1) 1997ガイドラインの締結	7
(2) 周辺事態法、船舶検査法	8
(3) 2000年9月に「日米調整メカニズム」が決定された。	8
(4) 小括	10
5 2015年新ガイドライン—日米同盟のグローバルな性質	10
6 アーミテージ・ナイ報告	20
7 新ガイドライン実施法としての安保法制法	21
8 結論	23
第2 新安保法制法と有事法制との関係及び国民・市民の権利義務	23
1 日本の防衛法制	24
2 有事関連法制とその新安保法制法による改正	26
(1) 自衛隊法	26
(2) 事態対処法	26
(3) 米軍等行動関連措置法	27
(4) 特定公共施設利用法	27
(5) 外国軍用品等海上輸送規制法	27
(6) 捕虜取扱い法	28
(7) 国民保護法	28

(8) 国際人道法違反処罰法.....	28
3 各種「事態」の概念について.....	29
4 各種「事態」における国民・市民の権利の制限ないし義務付け.....	31
【別表】国民・地方公共団体・公共機関等の地位・権利義務等の概要.....	35
【武力攻撃事態】	35
【武力攻撃予測事態】	36
【武力攻撃事態等】	36
【緊急対処事態、治安・災害出動など】	38
【存立危機事態】	39
【重要影響事態】	40
【国際平和共同対処事態】	40
【国際平和協力業務（PKO等）】	40
第3 秘密保護法（情報操作と表現の自由1）.....	40
—新安保法制法による国家と社会の変容の危険（その1）	40
1 制定過程	40
2 これまでの国家秘密に関連する法案	40
3 制定目的とその背景	41
4 秘密指定の対象	43
5 秘密の指定主体	45
6 罰則	47
(1) 処罰の対象	47
7 適性確保制度	47
8 安保法制との関係での危険性	48
第4 共謀罪について（情報操作と表現の自由2）	50
1 はじめに	50
2 共謀罪の概要と問題点	51

(1) 共謀罪の対象団体.....	51
(2) 共謀罪の対象行為.....	52
(3) 共謀罪の対象犯罪.....	53
(4) 国連国際組織犯罪防止条約との関係.....	54
3 共謀罪と治安維持法.....	54
4 小括.....	56
第5 軍需産業と経済構造の変化.....	57
1 安倍首相の外交・安全保障政策とアベノミクス.....	57
2 従来の軍需産業に対する日本政府の姿勢－武器輸出三原則.....	58
3 武器輸出への環境整備としての防衛装備移転三原則.....	59
4 防衛装備庁発足と武器輸出に向けた政府の動き.....	60
5 宇宙開発.....	63
6 経済界の受け止め方と政府の対応.....	63
第6 軍事研究と学問の自由	64
1 日本学術会議の声明	64
2 2013年閣議決定以降の動き	65
3 大学等の科学者が安全保障技術研究推進制度への応募を検討する背景 ..	67
4 軍事研究と学問の自由	68
5 日本学術会議の動き	69
6 各大学の反応と今後の見通し	70
第7 おわりに	71
1 軍事と国家の論理が優先する国と社会と国民生活	71
2 国家戦略の中での軍需産業・軍事研究の拡大と社会の変容	74

はじめに

本準備書面（12）は、「安保法制法の違憲性」を主張する第3部である。

本書面では、新安保法制法が日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の実施法にほかならないこと（第1）、有事法制と新安保法制との関係（二つの法制の連続性）及びこれらによる国民・市民の権利制限の内容（第2）を主張する。また安保法制法は日本の国家・社会構造の変容の危険性をもたらす。秘密保護法（第3）、共謀罪について（第4）、軍需産業と経済構造の変化（第5）、軍事研究と学問の自由（第6）の問題を取りあげる。

なお、本書面で用いる略称等は訴状に準ずる。また、衆議院及び参議院に設けられた「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」は「平和安全法制特別委」と略する。

第1 新日米ガイドラインと新安保法制法との対応関係

1 はじめに

2015年9月19日の新安保法制法制定に関しては、それに先立つ同年4月27日に、日米安全保障協議委員会（「2+2」閣僚会合）において、新安保法制法を制定することを見込んで、日米防衛協力のための指針（以下「新ガイドライン」という）が締結された。そして、実際にこれを実施するものとして新安保法制法が制定されたという経緯があった。そこで、今回の新安保法制法が制定されるに至った背景事情として、日米間の安全保障を巡る取り組みの経過と、その方向性を把握することが必須となる。

2 新安保条約

1951年9月8日サンフランシスコ平和条約締結によって、わが国は米国を中心とする西側自由主義陣営の一員として国際社会に復帰した。同日、日米安保条約が署名され、米軍駐留と引き換えに極東ソ連軍からわが国を守る、いわゆる日米安保体制がはじまった。この日米安保体制の発足当初は、

日米間の防衛協力はほとんど皆無で、1960年の安保条約改定もその状況を変えることはなかった。

1960年1月19日に締結された新安保条約（「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」）は、前文で「両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し」とし、第4条は「締約国は、この条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。」と、第5条は「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、」としているように、「日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全」を目的としていた。

3 1978年ガイドライン—「日米共同作戦」

(1) 新安保条約が署名された1960年から設置された日米の安全保障政策をめぐる閣僚級協議の場は、1990年から日米安全保障協議委員会の名称となつたが、そのメンバーは、日本の外務大臣と防衛大臣、米国の国務長官と国防長官の計4名（「2+2」閣僚会合）である。そして同委員会は、1978年11月に「日米防衛協力のための指針」いわゆるガイドラインを締結した。

(2) 78年ガイドラインは、日米安保条約5条が想定する「日本有事」における共同作戦研究を目的としたものであり、主として、日本への武力攻撃に対する日米の役割分担を取り決めたもので、日本以外の極東での事態については、情勢の変化に応じて隨時協議・研究する、とするにとどまっていた。

その内容は、①侵略を未然に防止、②日本への武力攻撃がなされるおそれのある場合の対処、③日本への武力攻撃がなされた場合の対処、④極東

における事態に対する協力などの具体的な状況を想定して、日米防衛協力の基本方針を述べたものである。

日本に対する武力攻撃がなされた場合は「日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまって、これを排除する。」

「自衛隊及び米軍が日本防衛のための作戦を共同して実施する場合には、双方は、相互に緊密な調整を図り、それぞれの防衛力を適時かつ効果的に運用する」とした。

初めて公然と「作戦を共同して実施」することとされ、自衛隊が事実上米軍の作戦のもとで防衛負担を負うことも可能となった。ガイドライン体制のなかで、米軍と自衛隊の装備・情報などのインターラービリティ（相互運用性）の向上、シーレインの防衛などが追求され、1981年5月、訪米した鈴木首相は1000カイリ・シーレーン防衛を約束した。

4 1997年ガイドライン－「周辺事態」

(1) 1997年ガイドラインの締結

その後、冷戦崩壊後の米軍の新しい軍事戦略の形成と朝鮮半島危機を背景に、1997年9月23日に日米安全保障協議委員会は1997年ガイドライン（「日米防衛協力のための指針」）を締結した。

これは、アジア太平洋地域でのアメリカの戦争を想定した「周辺事態」にまで日本の協力を拡大した。「指針の目的」は「平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力をを行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。」とした。「周辺事態」は日本周辺における事態であり、それが日本の平和と安全に重要な影響を与える場合、自衛隊が米軍の後方支援や搜索・救助活動を行うこと

ができるとするものである。政府は「周辺事態」を「地理的なものではなく、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」と定義した

(2) 周辺事態法、船舶検査法

1997年ガイドラインを実行するために、1999年5月に「周辺事態法」（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律）、2000年12月に「船舶検査法」（周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律）の国内法が制定された。これらの法律は、米軍に対する兵員・物資・弾薬の輸送、医療活動などの後方支援、米兵らの後方地域搜索・救助活動、国連安保理決議などの条件下での船舶などの立入検査等を定めている。また、後方支援などにおいて、政府が地方自治体や民間に対して協力依頼が可能であると定められた。

(3) 2000年9月に「日米調整メカニズム」が決定された。

日米両国政府は、政策協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のため、平時の軍事協力の仕組みである包括的メカニズムと、有事における軍事協力の仕組みである調整メカニズムを構築した。

ア 包括的メカニズムの意義と構成

ここに、「包括的メカニズム」とは、いわゆるガイドラインでいう平時の軍事協力の仕組みである。日米共同作戦計画を策定し、関連法や米軍及び自衛隊の「共通の基準」（デフコン）・「共通の実施要領」（交戦規則）などの整備にあたる。ここには、両国関係の全般的視点から日米の軍事協力政策を調整する日米安全保障協議委員会とその下部機構である「防衛協力小委員会」（S D C）、そして在日米軍副司令官と統合幕僚会議事務局長をトップとする制服サイドの「共同計画検討委員会」（B P C。共同作戦計画などを検討する文官は含まない委員会）がある。

イ 調整メカニズムの意義と構成

「調整メカニズム」とは、有事における軍事協力の仕組みである。これによって、日米の共同作戦のための政策的調整と統制が2000年から行われている。ここには、一方で、日米安保条約に基づく地位協定実施のための「日米合同委員会」、地位協定外の事項を政策調整するための「日米政策委員会」（局長級）、そして両委員会に対応する2つの下部組織からなる「合同調整グループ」という名の実務機関（課長級）が置かれ、他方で米軍及び自衛隊の司令部のトップからなる「日米共同調整所」が置かれている。

ウ 高級官僚と自衛隊高級幹部が両メカニズムの中核を構成

そして、「包括的メカニズム」の中の「防衛協力小委員会」には外務省北米局長、防衛庁防衛局長・運用局長そして統合幕僚会議事務局長が加わり、「調整メカニズム」の中の「日米合同委員会」には外務省北米局長、「日米政策委員会」には内閣官房、外務省、防衛庁・自衛隊の局長級代表が加わっている。

エ 両メカニズムの活動内容

1997年ガイドラインの下、日米の軍事協力の仕組みが構築されている。

包括的メカニズムにおいて日米両国は、武力攻撃事態と周辺事態に円滑効果的に対処できるよう、共同作戦計画と相互協力計画についての検討を行ってきた。さらに、日米共通の基準や共通の実施要領を確立している。また、調整メカニズムは2000年に構築され、在日米軍司令部代表と統合幕僚会議、陸、海、空の各幕僚監部代表による日米共同調整所（共同作戦司令部）を設置して、自衛隊と米軍の双方の活動について調整している。

(4) 小括

78年ガイドライン及び97年ガイドラインは、自衛隊の集団的自衛権の行使及び海外での武力行使が認められないことを前提とした、日本有事及び周辺事態に対する日米共同行動の合意であった。自衛隊による実力の行使は我が国を防衛するための受動的なものであり、後方支援は後方地域〔非戦闘地域〕に限定され、他国の武力の行使との一体化は禁じられ、PKO活動における武力行使は自己保存型に限定されていた。

5 2015年新ガイドライン—日米同盟のグローバルな性質

(1) 1997年のガイドライン以降、日米同盟や日本の役割を拡大していく上で問題となるのは、やはり憲法9条や安保条約を含む防衛法制であり、とりわけ武力の行使や集団的自衛権に関する政府解釈であった。

新ガイドライン締結への動きは、これらの防衛法制や政府解釈が大半は冷戦期に確立されたものであり、冷戦後に日本の役割が拡大した結果、実際の自衛隊の活動との間の乖離が目立つという事実を捉え、これらの法制や解釈が、政府が冷戦期の法制度と冷戦後の自衛隊の活動の整合性を保つために築き上げた概念、例えば、戦闘地域とは区別される「後方地域」や、集団的自衛権の行使に該当するか否かを判断する1つの基準となる「武力行使との一体化」といった概念の積み重ねに基づいていることを否定的に捉えようとするものであり、新ガイドラインとその実施法としての新安保法制法の制定によって、これらの問題点を一気に力で変えてしまったのが、今回の動きであったといえる。

新ガイドラインは、米国の国防戦略の方針の変更に基づき、日米協力のあり方を根本的に変えるものとなった。米国が、アジア太平洋地域を重視する国防戦略の下、同地域におけるプレゼンスの充実、日本を始めとする同盟国等との連携・協力の強化を強く志向し、日本がこれに応えることを約したのが新ガイドラインである。

(2) 2015年新ガイドライン合意に至る経緯は次の通りである。

2012年1月、米オバマ政権は、米軍をより小規模で引き締まったものとともに、米国の安全保障戦略の重点をアジア太平洋地域に置く、とする新たな国防戦略方針を打ち出した。

2012年4月、日米安全保障協議委員会は、「日本における米軍の強固なプレゼンスに支えられた日米同盟が、日本を防衛し、アジア太平洋地域の平和、安全及び経済的繁栄を維持するために必要な抑止力と能力を引き続き提供することを再確認する」、「日本政府は、2012年1月に公表された米国の国防戦略指針を歓迎する」と共同発表した。

2013年10月3日、日米安全保障協議委員会は、「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」を共同発表し、集団的自衛権の行使を前提とする97年ガイドラインの見直し、「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域における安全保障及び防衛協力の拡大」、在日米軍の再編を支える新たな措置の承認」、「日米同盟の深化」を確認した。

2014年10年8日、日米安全保障協議委員会は、「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」を発表した。これは、改定後の新ガイドラインの主な項目を列挙したものである。

同年12月19日、日米安全保障協議委員会は、米国のアジア太平洋地域への「リバランス」政策及び日本の国際協調主義に基づく「積極的平和主義」政策は同盟の取組に寄与する、米国政府は、切れ目のない安全保障法制の整備についての同年7月1日の閣議決定を含む日本政府の取組を歓迎し、支持する、と共同発表した。

このような経緯を経て、2015年4月27日に開催された日米安全保障協議委員会は日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）を策定した。

(3) 新ガイドライン合意の2日後の同年4月29日、安倍首相は、米国上下院合同議会で演説をし、「地域における同盟のミッション」について

私たちは、アジア太平洋地域の平和と安全のため、米国の「リバランス」を支持します。徹頭徹尾支持するということを、ここに明言します。日本は豪州、インドと、戦略的な関係を深めました。ASEANの国々や韓国と、多面にわたる協力を深めていきます。

日米同盟を基軸とし、これらの仲間が加わると、私たちの地域は格段に安定します。日本は、将来における戦略的拠点の一つとして期待されるグアム基地整備事業に、28億ドルまで資金協力を実施します。アジアの海について、私がいう3つの原則をここで強調させてください。第一に、国家が何か主張をするときは、国際法にもとづいてなすこと。第二に、武力や威嚇は、自己の主張のため用いないこと。そして第三に、紛争の解決は、あくまで平和的手段によること。太平洋から、インド洋にかけての広い海を、自由で、法の支配が貫徹する平和の海にしなければなりません。そのためにこそ、日米同盟を強くしなくてはなりません。私達には、その責任があります。

日本はいま、安保法制の充実に取り組んでいます。実現のあつき、日本は、危機の程度に応じ、切れ目のない対応が、はるかによくできるようになります。この法整備によって、自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、より一層堅固になります。それは地域の平和のため、確かな抑止力をもたらすでしょう。戦後、初めての大改革です。この夏までに、成就させます。

ここで皆様にご報告したいことがあります。一昨日、ケリー国務長官、カーター国防長官は、私たちの岸田外相、中谷防衛相と会って、協議をしました。いま申し上げた法整備を前提として、日米がそのもてる力をよく合わせられるようにする仕組みができました。一層確実な平和を築くのに必要な枠組みです。それこそが、日米防衛協力の新しいガイドラインにはかなりません。昨日、オバマ大統領と私は、その意義について、

互いに認め合いました。皆様、私たちは、真に歴史的な文書に、合意をしたのです。

と述べ、新ガイドラインを実施するための法整備、すなわち安保法制を「夏までに」成立させる、と約したのであった。

(4) 新ガイドラインの内容は、安保法制を先取りしたものである。

新ガイドラインは、集団的自衛権行使、米国などに対する武力攻撃への共同対処を明記するとともに、「周辺事態」「後方地域」を削除して、アジア太平洋及びこれを越えた地域の利益、日米同盟のグローバルな性質を打ち出した。新ガイドラインは、安全保障法制との整合性を確保しつつ、「切れ目のない」形で我が国の平和と安全を確保するための協力を充実・強化するとともに、地域・グローバルや宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域における同盟の協力の拡がりを反映したものとして作成されている。また、日米協力の実効性を確保するための仕組みとして、同盟の調整メカニズム、共同計画の策定など協力の基盤となる取組みを明記した。

新ガイドラインの概要は次のとおりである。

ア 「I. 防衛協力と指針の目的」

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・ 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・ 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・ 政府一体となっての同盟としての取組
- ・ 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・ 日米同盟のグローバルな性質

イ 「IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保」

(ア) 「A. 平時からの協力措置」として、「1. 情報収集、警戒監視及び偵察」「2. 防空及びミサイル防衛」「3. 海洋安全保障」「4. アセット（装備品等）の防護」「5. 訓練・演習」「6. 後方支援」「7. 施設の使用」を特に掲げる。

「アセット（装備品等）の防護」は、その時点では法律上の根拠を有しないものであったが、安保法制の制定により実施可能となった（自衛隊法 95 条の 2）

(イ) 「B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処」

「日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない」としている。重要影響事態法は、これに対応する形で、周辺事態法の「我が国周辺の地域における」を削除した（1条）。

そして、日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。」として、「1. 非戦闘員を退避させるための活動」「2. 海洋安全保障」「3. 避難民への対応のための措置」「4. 捜索・救難」「5. 施設・区域の警護」「6. 後方支援」「7. 施設の使用」を挙げる。

(a) 「後方支援」については、1997年ガイドラインの「後方地域支援」は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。」として実施地域を限定し、「米軍施設・区域に対する物資」は「武器・弾薬を除く。」としていたが、2015年新ガイドラインは地理的に限定を付さず、物資の補給についても何らの限定を付していない。

そして重要影響事態法は、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所での後方支援を可能にし、かつ、周辺事態法が禁じてい

た、弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能としており、新ガイドラインに対応するものとなっている。

(b) 「搜索・救難」については、「日米両政府は、適切な場合に、搜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。」とするとともに、「自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘搜索・救難活動に対して支援を行う。」としているが、これは、搜索・救助活動を開始した場合には、戦闘現場でもこれを遂行することを意味する。

これに対応して、重要影響事態法7条6項は、「搜索救助活動の実施等」について、戦闘行為が行われるに至った場合や戦闘行為が予測される場合であっても、「既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。」と定めた。

(c) 「施設・区域の警護」については、「自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。」とする。これに対応して、重要影響事態法11条5項は宿営地の共同防護について「搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することが

できる場所がないときは、当該宿營地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。」と定める。

(ウ) 「C. 日本に対する武力攻撃への対処行動」

「b. 作戦構想」の項中の「iv. 陸上攻撃に対処するための作戦」について、「自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。」とし、「自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。」とし、「米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。」とする。

尖閣諸島の防衛は自衛隊の任務であり、米軍は支援・補完するにすぎない。

(エ) 「D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」

「自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。」とする。

これに対応して、事態対処法2条4項で「存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と規定し、これに対して同法3条4項で「存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、そ

の速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。」と規定した。そして自衛隊法76条1項2号に上記「事態」において自衛隊が防衛出動をする根拠規定を置くことにより、ガイドラインの規定は国内法上の集団的自衛権の行使として実現した。

この場合について新ガイドラインが挙げる対処行動は、「1. アセットの防護」「2. 捜索・救難」「3. 海上作戦」「4. 弹道ミサイル攻撃に対処するための作戦」「5. 後方支援」における日米軍事協力である。

このうち「3. 海上作戦」については、「自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。」

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。」として「機雷掃海」と「船舶活動の阻止」が含まれ、日米の共同対処は「同盟調整メカニズム」を通じて調整する、とされた。

ウ 「V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」の項目が設けられた。

「グローバルな」平和と安全は、1978年及び1997年ガイドラインにはなかった。

このうち、「1. 平和維持活動」として「日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場

合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。」とする。

これに対応して、国際連合平和維持活動協力法（PKO協力法）は、次の規定を設けた。

まず、25条7項で宿營地共同防護について、「派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿營する宿營地（宿營のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿營するものに対する攻撃があったときは、当該宿營地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用をすることができる。」と定めた。

また、駆け付け警護について、同法3条5号ラとして「ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護」を定め、そのために必要な武器使用として26条2項を定めた。

さらに、弾薬の提供を含む補給について、同法3条5号ツ「輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）」と定めた。

「5. 非戦闘員を退避させるための活動」については、「非戦闘員の

退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。」とする。

このほか「2. 國際的な人道支援・災害救援」「3. 海洋安全保障」「4. パートナーの能力構築支援」「5. 非戦闘員を退避させるための活動」「6. 情報収集、警戒監視及び偵察」「7. 訓練・演習」「8. 後方支援」を定める。

そのうち「8. 後方支援」については、これに対応してグローバルな後方支援等のために、国際平和支援法が制定された。

エ 「VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力」

「A. 宇宙に関する協力」については「日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。」とし、「B. サイバー空間に関する協力」については、「日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。

また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要なインフラ及びサービスを防護するために協力する。」として、日米協力の範囲は「グローバル」を越えて、宇宙及びサイバー空間まで及んでいる。

オ なお、「II. 基本的な前提及び考え方」において、「D 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又

は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。」としている。

しかし、新ガイドラインでの合意事項は安保法制法制定によって、国内法の根拠を得て、実施可能となった。1997年ガイドライン改定後の周辺事態法、有事関連7法の制定を見ても明らかのように、ガイドラインにより日米が合意した事項は、国内での立法措置がとられて実現をしている。

6 アーミテージ・ナイ報告

(1) 日米安全保障協議委員会による日米ガイドラインの策定と日本の防衛政策との関連については、同委員会合意に先行する米側の日本に対する強い意図を表すものとしてアーミテージ・ナイ報告がある。米国のアーミテージ元国務副長官と、ナイ元国務次官補ら超党派の日本専門家が作成した報告書で、2000年10月、2007年2月及び2012年8月に公表された。2000年報告は日米同盟の再構築を提案するものであり、ここで早くも集団的自衛権の行使の禁止が同盟国としての協力の制約になっているとしてその制約の除去を求め、さらに2007年報告は日米同盟の強化と米国のアジア回帰路線の強化を求めるものとなっている。

(2) 2012年8月報告は「集団的自衛の禁止は同盟の障害である。」として、「提言」において、「新しい役割と任務の見直しにおいては、日本は地域の有事における自国の防衛と米国との共同防衛を含めることで責任の範囲を拡大する必要がある。同盟国には、日本の領域をはるかに超えて拡張した、より堅牢で、共有され、相互運用の可能な情報・監視・偵察（ISR）の能力と運用が必要である。平時から緊張、危機、戦争状態まで、安全保障上のあらゆる事態において、米軍と自衛隊が日本国内で全面協力

できるための法制化を、日本側の権限において責任もって行うべきである。ホルムズ海峡を閉鎖するというイランの言葉巧みな意思表示に対して、すぐさま日本はその地域に掃海艇を一方的に派遣すべきである。日本は、航行の自由を保証するために、米国と協力して南シナ海の監視も増やすべきである。東京は、二国間の、もしくは国家の保安機密と極秘情報を保護するために、防衛省（MOD）の法的能力を強化すべきである。PKOへのより充実した参加を可能にするためには、平和維持隊が必要に応じて武力で一般人や他の国際平和維持隊を保護することも含め、許容範囲を拡大することが必要である。」などとして、自衛隊の活動領域の拡大、ホルムズ海峡封鎖への掃海艇派遣、南シナ海の監視、平和維持隊が必要に応じて武力で一般人や他の国際平和維持隊を保護することも含め、許容範囲の拡大等の必要性を強調した。

このアーミテージ・ナイ報告後の2013年10月日米安全保障協議委員会は1997年ガイドラインの改定を合意し、2015年新ガイドラインが合意した。

この経過に照らせば、アーミテージ・ナイ報告により示された米国が日本に対する要求が、2015年新ガイドライン合意を経て、安保法制法の制定に至ったことは明らかである。

7 新ガイドライン実施法としての安保法制法

新安保法制法は、2015年新ガイドラインを実施するために国内法を整備したものである。

（1）防衛省が新安保法制法は2015年ガイドラインの実施法であることを認めている。

防衛省のホームページには「新「指針」では、安全保障法制との整合性も確保しつつ、「切れ目のない」形で我が国の平和と安全を確保するための協力を充実・強化するとともに、地域・グローバルや宇宙・サイバーと

といった新たな戦略的領域における同盟の協力の拡がりを的確に反映したものとなっています。また、日米協力の実効性を確保するための仕組みとして、同盟の調整メカニズム、共同計画の策定など協力の基盤となる取組みを明記しています。この新「指針」下で、日米両国は同盟の抑止力・対処力を一層強化していきます。」と明記している。

(2) 統合幕僚監部『ガイドライン及び平和安全保障関連法案について』（2015年5月15日）

防衛省統合幕僚監部が安保法制法成立前の2015年5月15日に作成した『ガイドライン及び平和安全保障関連法案について』は「ガイドラインと平和安全保障法制関連法案の関係に係る概念イメージとしてガイドラインの記載内容について、現行法制で実施可能なもの、現行法制に加えてSDC文書と言われる別途文書が必要なもの、安保法制成立後に実施可能なものがある」と明記されている。「平和安全保障法制関連法案の成立を待つ必要があるものについては、法制が成立し、施行されて以降、速やかに実施できるように準備する必要がある」としている。「平和安全保障法制関連法案の成立を待つ必要があるもの」の例としては、「平時からの協力措置」における「アセット（装備品等）の防護」と「存立危機事態」に関する第IV章D節の「日本以外の国に対する武力攻撃事態への対処」を挙げている。

(3) 防衛問題及び憲法学の専門家も、新安保法制法がガイドライン実施法であり、米軍支援法であることを明確に指摘している。

柳澤協二（元内閣官房副長官補）は、「法案に盛り込まれている内容は、日本の自衛隊があらゆる事態において米軍を防護し、支援し、米軍とともに参加することであり、平時から有事へ、そして地球規模での切れ目のない対米協力である」と指摘する（柳澤協二「安保法制で日本は安全になるのか？」

（長谷部恭男・杉田敦編『安保法制の何が問題か』146頁・岩波書店20

15年所収）。また、新ガイドラインについて、米軍からどのような要請があっても、これに対応できるようするものであることを指摘する（柳澤協二『新安保法制は日本をどこに導くか』68頁・かもがわ出版2015年）。

また、憲法学者の長谷部恭男（早稲田大学）は、「今回の安保関連法制は、日本が他国（主にアメリカ）を防衛できるようすることが狙いであって、なぜそれが日本にとって抑止力を増すことにつながるのか、全く明らかでない」と指摘する（長谷部恭男編『安保法制から考える憲法と立憲主義・民主主義』107頁・有斐閣2016年）。

憲法学者の倉持孝司（南山大学）も、「自衛隊の活動範囲・役割の変質・拡大と「日米同盟の深化」、基地問題と「安保法制」整備は、それぞれ「ガイドライン」を連結点として結びついている」と指摘している（倉持孝司「新・新『日米防衛協力のための指針（ガイドライン）』」（別冊法学セミナー『安保関連法総批判』100頁・日本評論社2015年所収））。

8 結論

新安保法制法は、直截的には、2015年日米ガイドライン（新「日米防衛協力のための指針」）の実施法であるが、これまで推移してきた日米の安全保障の動向、とりわけ米国の要求と日本の「忖度」の関係が求める日米同盟と日本の役割拡大にとって重大な支障となる、日本の憲法9条や防衛法制、とりわけ武力の行使や集団的自衛権に関する政府解釈に対して、それを突き崩す憲法解釈の変更と国内法制の整備を意図し、ガイドラインの策定を先行させた日米の外交交渉による既成事実の産物であるといって過言ではない。

第2 新安保法制法と有事法制との関係及び国民・市民の権利義務

ここでは、新安保法制法といわゆる有事法制との関係を検討し、従来の有事法制がどのように変わったかを確認するとともに、武力攻撃事態を中心とする有事における国民・市民の権利制限や義務付けの具体的な内容を整理し、

そこで存立危機事態の位置づけ、さらに重要影響事態及び国際平和共同対処事態との関連についても検討し、これらの国民・市民に対する影響の大きさを明らかにする。

1 日本の防衛法制

(1) 日本の防衛法制ないし安全保障法制の基本法は自衛隊法である。なお、組織法としては、防衛省設置法、国家安全保障会議設置法がある。

防衛省設置法 5 条は、「自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。」と規定し、自衛隊の任務、組織、行動、権限の全体が、自衛隊法で定められることになっている。そして自衛隊法の中には、同法自体に自衛隊の行動・権限の内容を規定している場合（例えば治安出動に関する 78 条ないし 81 条）もあるが、他の法律の定めるところによる行動・権限等の根拠規定（インデックス規定）を設けている場合（例えば重要影響事態法による後方支援活動としての物品・役務の提供や国際平和支援法による協力支援活動としての物品・役務の提供に関する 84 条の 5）もある。

(2) 自衛隊の主たる任務は、「我が国の防衛」であり（自衛隊法 1 条 1 項前段）、自衛隊の防衛出動（同法 76 条）がなされるが、これに関連する法制がいわゆる「有事法制」である。その中心となるのが事態対処法であり、これまで「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態」（武力攻撃事態）を中心に対処体制をとるための法律であったが、新安保法制法により存立危機事態が加わった。関連する法律として、次のものがある。

- ① 米軍等行動関連措置法（武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律）
- ② 特定公共施設利用法（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用

に関する法律)

- ③ 外国軍用品等海上輸送規制法（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律）
- ④ 捕虜取扱い法（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律）
- ⑤ 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）
- ⑥ 國際人道法違反処罰法（國際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律）

これらの有事法制は、2003年（平成15年）に有事3法として事態対処法制定、自衛隊法改正、安全保障会議設置法改正の立法がなされ、翌2004年（平成16年）有事7法として上記①ないし⑥の新規立法と自衛隊法改正がなされて、整備されたものである。

（3）自衛隊の従たる任務として、まず、自衛隊法3条1項後段の「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」ものがある。

これには、国民保護等派遣（77条の4）、治安出動（78条、81条）、警護出動（81条の2）、海上における警備行動（82条）、海賊対処行動（82条の2）、弾道ミサイル等に対する破壊措置（82条の3）、災害派遣（83条）、地震防災派遣（83条の2）、原子力災害派遣（83条の3）、領空侵犯に対する措置（84条）、機雷等の除去（84条の2）、在外邦人等の輸送（84条の4）があるが、新安保法制法により在外邦人等の保護措置（救出）（84条の3）が加えられた。

（4）自衛隊の従たる任務として、また、自衛隊法3条2項の、「主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において」別に法律で定めるところにより実施するものとして、次のものがある。

- ① 重要影響事態に対応する活動（重要影響事態法によるもの）
- ② 国際社会の平和・安全の維持に資する活動（国連平和維持活動協力法、国際平和支援法によるもの等）

2 有事関連法制とその新安保法制法による改正

以下、有事法制の概要と新安保法制法による改正の要点を述べる。

(1) 自衛隊法

新安保法制法による自衛隊法の改正のうち、最も重要なのは、防衛出動の根拠規定である76条1項の改正であり、存立危機事態における防衛出動出動を規定した（同項2号）。これによって同法88条による武力の行使も可能とされた。なお、自衛隊法が規定する自衛隊の個々の行動や権限については、防衛出動に伴うものは原則として適用されると解されるが（予備自衛官の招集、防衛出動待機命令等）、それ以外の行動・権限については存立危機事態に適用があるものとないものが規定上区別されている（例えば77条の2の防御施設構築規定の適用はない等）。

(2) 事態対処法

新安保法制法による改正前の事態対処法は、武力攻撃事態等への対処の basic concept、国・地方公共団体等の責務、国民の協力、対処措置に関する重要事項を含む対処基本方針の策定、国会の承認手続、対策本部の設置など、武力攻撃事態等への対応に関する基本法であったが、新安保法制法はその対処の対象に存立危機事態を追加し、存立危機事態においてもこれらの対処措置等や責務等の規定を基本的に適用することとした。この対処措置には、①自衛隊の武力の行使や他国軍隊への支援等の任務の遂行に関する事項と、②国民保護のための避難・救助や国民生活・国民経済への影響最小化のための措置が含まれる。

なお改正法は、存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」を「存立危機武力攻撃」と名付け、武力行使の新3要

件の第2要件（補充性）は対処基本方針の中に他に適当な手段がなく武力行使が必要な理由を記載することとし（9条2項1号ロ）、また、第3要件（必要最小限度）は存立危機武力攻撃の排除のために「合理的に必要と判断される限度」として規定した（3条4項）、と説明されている。

（3）米軍等行動関連措置法

この法律は、武力攻撃事態等において日米安保条約に基づいて我が国に対する武力攻撃を排除するための米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるために、自衛隊による米軍行動関連措置としての物品・役務の提供等を定めたもので、「米軍支援法」とも略称されていたが、新安保法制法は、自衛隊の支援対象に、武力攻撃事態等及び存立危機事態に自衛隊と協力して攻撃排除に対処する米軍を含む外国軍隊への支援を追加した。

（4）特定公共施設利用法

この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波という。）の利用に関し、米軍等の優先的な利用など「総合的な調整」を図るためのものであるが、新安保法制法は、この法律は存立危機事態には適用せず、ただ、これまで米軍のみを優先利用の対象としていたのを米軍以外の外国軍隊にも対象を拡大した。存立危機事態を対象としなかったのは、国民保護法もそうであるが、存立危機武力攻撃が直接には日本の領域外で行われるものとの位置づけによるものと理解される。

（5）外国軍用品等海上輸送規制法

この法律は、武力攻撃事態（予測事態は入っていない。）に際して、我が国領海及び我が国周辺の公海における「外国軍用品等」の海上輸送を規制するため、海上自衛隊による敵性船舶の停船検査、回航措置（拿捕）等の手続を定めたものである。「外国軍用品等」とは、武力攻撃をしてきている外国軍隊の所在地等を仕向地とする兵器、武器、弾薬、航空機・船舶・

車両、機器等や外国軍隊の構成員をいう。新安保法制法は、その対象に存立危機事態を追加するとともに、従来「我が国領海及び我が国周辺の公海」に限定されていた実施地域を、「我が国領海、外国の領海（当該外国の同意がある場合に限る。）又は公海」へと世界中の海域に拡大した。強制的な停船検査や拿捕を世界中の海で行うとすることは、憲法9条2項の「交戦権」の否認に抵触しないか、問題であろう。なお、同法では武器の使用に関し警職法7条が準用され、さらに停船命令の繰返しに応ぜず抵抗・逃亡しようとして停船のために他に手段がない場合等は、武器使用による危害も可能としている。

(6) 捕虜取扱い法

この法律は、武力攻撃事態（予測事態は入っていない。）における捕虜等の拘束、抑留、国際人道法の適確な実施の確保等の措置を定めたものであるが、新安保法制法によって存立危機事態が対象に追加された。

(7) 国民保護法

この法律は、武力攻撃事態等において、国民の生命・身体・財産の保護、武力攻撃の国民生活・国民経済への影響の最小化に関し、国・地方公共団体の責務、国民の協力、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処措置等を定めて、国民の保護のための措置を的確・迅速に実施すること等を目的とする。新安保法制法では、国民保護法の改正はなされず、存立危機事態における国民保護の規定は設けられなかつたが、存立危機事態で国民保護措置が必要な状況は、我が国に対する武力攻撃が予測・切迫している事態と評価されるので、この場合は、併せて武力攻撃事態等と認定して国民保護法に基づく措置を実施すると説明されている（平成27年4月17日付け内閣官房等作成資料「安保法制の検討状況」）。

(8) 国際人道法違反処罰法

この法律は、国際的な武力紛争において適用されるジュネーブ条約等の

国際人道法に規定する重大な違反行為の処罰として、既存の刑法等では処罰できない罰則（文化財を破壊する罪など）を設けたものであり、特に「武力攻撃事態」等についての規定はなく、存立危機事態における武力行使にも当然に適用されるため、新安保法制法での改正はない。

3 各種「事態」の概念について

ここで、各種「事態」の概念ないし定義を、改めて整理しておく。

- (1) 「武力攻撃事態」とは、「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又はその明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」をいう（事態対処法2条2号）。そのうち後段は「武力攻撃切迫事態」とも呼ばれる。武力攻撃事態では、自衛隊の防衛出動がなされ（自衛隊法76条1項1号）、「必要な武力を行使することができる」（同法88条1項）が、武力の行使には「我が国に対する急迫不正の侵害があることすなわち武力攻撃が発生したこと」など、自衛権発動の3要件が必要であり、上記「切迫事態」ではまだ武力の行使はできない（昭和53年10月17日参議院内閣委員会・真田政府委員答弁）。
- (2) 「武力攻撃予測事態」とは、「武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」をいう（事態対処法2条3号）。この段階でも、予備自衛官の招集（自衛隊法70条）、防衛出動待機命令（同法77条）、陣地その他の防御施設の構築（同法77条の2）、自衛隊の国民保護派遣（同法77条の4）などができるようになっている
- (3) 「武力攻撃事態等」という用語は、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態の両方を合わせたものとして用いられる（事態対処法1条）。同法は、武力攻撃予測事態の段階を含む「武力攻撃事態等」において、様々な対処措置がとれるようにしている。すなわち、政府は、防衛出動による武力の行使や国民保護措置等を含む対処基本方針を定めて国会の承認手続をとり、事態対策本部（対策本部長には総理大臣が充てられる。）を設置して、対処

措置を実施する。この対処措置には、港湾・飛行場その他の特定公共施設等の利用に関する規制や、国民の避難等に関する国民保護措置等も含まれ、地方公共団体や指定公共機関も必要な措置を実施する責務を有する（同法5・6条）。なお、国民は「必要な協力をするよう努めるものとする」と定められている（同法8条）。

(4) なお、上記のほか、事態対処法は、大規模なテロリズム等を想定する「緊急対処事態」すなわち「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」（同法22条1項）について、武力攻撃事態に準ずる対処体制、対処措置をとるしくみを設けている。

(5) 「存立危機事態」とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」をいう（同法2条4号）。新安保法制法によって、集団的自衛権の行使ができる場合として新設されたものである。政府はこの場合も、武力攻撃事態等の場合と同様に、武力の行使、国民の保護等の対処措置を含む対処基本方針を定めて国会の承認を得、事態対策本部を設置し、対処措置を実施する。その関係で、対策本部長による地方公共団体・指定公共機関との総合調整や実施の指示、代執行等もありうる。ただ、存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関の責務や国民の協力は規定されず（同法6～8条参照）、国民保護法も特定公共施設利用法も直接の適用対象とはされていない。

(6) 有事に準ずる事態として「重要影響事態」があるが、これは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態法1条）とされる。従来の「周辺事態」から「我が国周辺の地域における」という地

域的限定を取り扱ったものであり、武力の行使等を行っている米軍その他の外国の軍隊等に対する後方支援活動としての物品・役務の提供、捜索救助活動、船舶検査活動等の対応措置をとれることとした。この場合、国は、対応措置について、地方公共団体の長に必要な協力を求め、その他国以外の者に必要な協力を依頼することができるとされる（同法9条）。

なお、従来の「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」は、新安保法制法によって「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」とされ、重要影響事態だけでなく、次に述べる国際平和共同対処事態も対象とするものとされ、同時に「我が国領海又は我が国周辺の公海」という活動の地理的限定もなくなった。

(7) また、「国際平和共同対処事態」とは「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するため国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」（国際平和支援法1条）とされる。従来のテロ特措法やイラク特措法の时限立法による協力支援活動等を、恒久法としていつでも可能としたものであり、武力の行使等を行っている外国の軍隊等に対する協力支援活動としての物品・役務の提供、捜索救助活動、船舶検査活動等の対応措置をとれることとした。この場合、防衛大臣は、物品や役務の提供について、国以外の者に協力を依頼することができるとされる（同法13条）。

4 各種「事態」における国民・市民の権利の制限ないし義務付け

(1) 新安保法制法の憲法違反性とその危険性については、準備書面（10）及び（11）で詳論したとおりであるが、存立危機事態における集団的自衛権に基づく武力の行使はもちろん、重要影響事態における後方支援活動や国際平和共同対処事態における協力支援活動が、外国軍隊の武力の行使と容易に一体化し、日本を戦争当事者の立場へと導く危険性も極めて大き

い。そしてこれらによって、日本に対する外国の武力攻撃を招来し、武力攻撃事態（有事）に突入するに至ることが危惧される。

そして、法律上、重要影響事態や国際平和共同対処事態においては、国民は国を行う対応措置に協力を依頼され、又は依頼された地方自治体や企業の従業員として関連業務に従事することを求められるにとどまるが、それ自体事実上の義務付けになりうるし、さらに重要影響事態や国際平和共同対処事態から武力攻撃事態等に進展するおそれは大きく、その場合の国民・市民の権利制限や義務付けが現実のものとなる。また、存立危機事態においても国民の協力義務規定はないが、存立危機事態から武力攻撃事態への移行とそれに伴う国民の権利義務の制約は、当然に想定しなければならない。

(2) 上記の各種「事態」とくに武力攻撃事態等においては、自衛隊の任務の遂行に伴い、また国民保護措置の関係でも、国民・市民に対する多くの法的な権利制限ないし義務付けがなされることになっている。

その主なものを列挙すれば、後記別表のとおりである。

典型的な例は、武力攻撃事態における自衛隊の行動地域等に関する自衛隊法103条が定める措置、すなわち病院等一定施設の強制管理、土地・家屋・物資の強制使用、業務上取扱い物資の保管命令・収用、医療・建築土木工事・運送業者に対する業務従事命令であるが、これは米軍の行動に關しても準用される（米軍等行動関連措置法15条）。この業務従事命令の対象者の範囲は、①医師・歯科医師・薬剤師・看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師、②建設業者、③鉄道事業者・自動車運送事業者・船舶運航事業者・港湾運送事業者・本邦航空運送事業者と指定されている（自衛隊法施行令130条）。これら資格者や事業者の従業員たる国民は、極めて多数にのぼる。

武力攻撃予測事態でも、自衛隊の展開予定地域内の土地の強制使用等

がある。

また、武力攻撃事態等における対処措置（自衛隊の任務の遂行、国民保護措置等）について、国民は「必要な協力をするよう努めるものとする」と規定されているが、実際上協力を拒否するのは困難を伴うであろう。しかも、地方公共団体や指定公共機関はこれら対処措置や国民保護措置を実施する責務があり、次に述べるようにその職員や従業員がこれらに関する業務遂行を指示・命令されることになるし、その地域の国民・住民もこれらの措置に協力を求められることになり、そこにはやはり強制の契機が働くであろう。

そして、存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関の責務の規定はなく、国民の協力義務の規定もないが、存立危機事態に対する対処措置の中に地方公共団体・指定公共機関等が実施する国民保護関連措置（公共的施設の保安、生活関連物資の安定供給等）が定められており、対処基本方針の中に位置づけられる（事態対処法 2条8号ニ、9条2項3号）という点で、権利義務の制約に繋がる可能性がある。また、実際上、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態に該当することが多いという国会答弁が繰り返されているが（平成27年6月15日衆議院安保法制特別委・中谷防衛大臣答弁など）、存立危機事態においては日本が進んで外国の戦争に参戦して戦争当事者となるのであるから、相手国の日本に対する武力攻撃を招くものであり、少なくとも存立危機事態から武力攻撃事態への移行の蓋然性は極めて高く、国民は、自らの生命・身体への脅威とともに、武力攻撃事態における権利義務の制限を覚悟すべきこととなろう。

(3) 地方公共団体の職員について言えば、地方公共団体は武力攻撃事態等において、国民保護計画を策定・実施するとともに、武力攻撃に対する対処措置に関しても広汎な責務を有するから、その職員もまた総力を挙げて取

り組むことを指示・命令されることになる。住民の避難・救援・医療・生活安定等の国民保護措置の最前線に立つのもこれら職員である。また、前記自衛隊法 103 条に基づく武力攻撃事態における物資の使用・保管命令・収用等や、医療・土木建築・輸送業者への業務従事命令などの強制的措置は、知事の任務とされているから、その実務は自治体職員が行うこととなる。そこでは、民間業者やその雇用労働者との厳しいやりとりを強いられよう。

(4) また、やはり武力攻撃事態等における対処措置や国民保護の実施について責務を負う指定公共機関は、極めて広範囲である。各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便のほか、全国的ないし広域的な規模の放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送事業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が法人名で個別に指定されている（事態対処法施行令 3 条及び平成 16 年 9 月 17 日内閣総理大臣公示）。また、地方指定公共機関は、都道府県知事がその地域で同種の公共的事業を営む者から指定している（国民保護法 2 条 2 項）。

そしてこれらの指定公共機関・地方指定公共機関も武力攻撃事態等において、その業務について必要な措置を実施する責務を有するとともに、国民保護業務計画を定めて実施する責務も有するから、その雇用労働者もまた、これらの業務への従事を事業主から命じられることになる。それは、もちろん国民・市民の救護・救援のためなどもあるが、戦争の遂行や加害への加担でもありうるし、さらに自分自身の身の危険を伴う業務もある。

(5) さらに、これら指定公共機関等でなくても、武力攻撃事態等の有事においては、民間企業・労働者は、さまざまな形で戦争協力を求められる。例えば、旧テロ特措法に基づくアフガン戦争での多国籍軍への給油に際しては、自衛隊の補給艦や護衛艦の修理に必要な民間技術者が多数現地に派遣された（吉田敏浩『民間人も「戦地」へ』岩波ブックレット・2003年、

同『ルポ戦争協力拒否』123頁・岩波新書・2005年)。また、イラク戦争に対する日本の支援活動においては、武器弾薬も含む装備品等や人員の輸送は99%が民間の航空会社・船舶会社の輸送力に依存し、ここでも民間技術者が派遣されるなどし、しかもこれらは旧イラク特措法の根拠規定に基づいて協力を求めたのではなく、国と民間企業との契約に基づくものだという(陸上幕僚監部『イラク復興支援活動行動史』77頁等・平成20年、平成27年8月26日参議院平和安全法制特別委25~28頁)。

このように、法律による協力や強制でなくても、国と民間企業との任意の契約という形で、当該企業が戦争や武力紛争に関与し、そこで働く労働者が関連業務への従事を命じられる。日本が戦争をする国、できる国になるということは、このような事態を一般化することでもあると見ておかなければならぬ。

【別表】国民・地方公共団体・公共機関等の地位・権利義務等の概要

【武力攻撃事態】

- 防衛出動時、自衛隊の公共の秩序維持のための権限、道路等以外の空地等通行等(自衛隊法92条、92条の2)
- 防衛出動した自衛隊の任務遂行のための物資の収用等(同法103条)
自衛隊の行動地域において、知事が①~③(緊急を要するときは防衛大臣等が直接執行)。特に必要があるときは、自衛隊の行動地域以外の告示地域で、知事が①~④。公用令書の交付。立入検査。各処分についての不服申立て不可。立入検査の拒否等、取扱物資保管命令違反の隠匿等に対する罰則(同法123・124条)。

①病院等政令で定める施設の管理

②土地・家屋・物資の使用(立木の処分等、家屋の形状変更も可)

- ③業務上取扱物資の保管命令・収用
- ④医療・建築土木工事・輸送業者に対する業務従事命令
- 防衛出動した自衛隊の任務遂行のための電気通信設備等の優先的利用（同法104条）
- 特定合衆国軍隊の用に供する土地等の使用、物件の処分等、家屋の形状変更と、自衛隊法103条の準用（米軍等行動関連措置法15条）

【武力攻撃予測事態】

- 自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設の構築措置。展開予定地域内での武器の使用、土地の使用、立木の処分等（自衛隊法77条の2、92条の4、103条の2）
- 米軍等行動関連措置法による物品・役務の提供（自衛隊法77条の3）
- 自衛隊の国民保護派遣とその際の権限。自衛官による避難住民誘導・応急措置・交通規制等（同法77条の4第1項、92条の3、94条の2）

【武力攻撃事態】

- 武力攻撃事態等への対処の基本理念=国・地方公共団体・指定公共機関は、国民の協力を得つつ、連携協力して万全の措置。国民の自由と権利の尊重。（事態対処法3条1項、5項）
- 国等の責務、国民の協力等（同法4～8条）
 - ・ 国の責務=武力攻撃事態等及び存立危機事態において、国を防衛し、国土・国民の保護の固有の使命。国全体として万全の措置を講ずる責務。
 - ・ 地方公共団体の責務=地域及び住民の保護の使命。武力攻撃事態等への対処に必要な措置を実施する責務。
 - ・ 指定公共機関の責務=武力攻撃事態等に関し、その業務について必要な措置を実施する責務。
 - ・ 国民の協力=武力攻撃事態等への対処措置に「必要な協力をするよう努めるものとする」。

- 対処措置の実施の調整・指示・代執行等（同法14・15条）一対策本部長は、指定行政機関・地方公共団体・指定公共機関が実施する対処措置の総合調整。地方公共団体の長は意見の申し出可。総理大臣による実施の指示、代執行等。
- 地方公共団体及び事業者は、米軍等行動関連措置（物品・役務の提供等）への協力依頼に応じるよう努める（米軍等行動関連措置法5条）。
- 特定公共施設等の自衛隊・米軍等の優先利用（特定公共施設利用法）
 - ・ 対策本部長は、特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）について、特定の者の優先等の利用の指針を定め、対処措置等（事態対処法の対処措置、米軍等の武力攻撃排除行動、国民保護法の国民保護措置）の的確迅速な実施を図る。
 - ・ 港湾管理者・飛行場管理者の適切な管理運営の責務（4条）
 - ・ 指定行政機関・地方公共団体・指定公共機関・指定地方公共機関の、適切な利用等の責務（5条）
 - ・ 対策本部長の要請・指示・代執行等（6～8条）一対策本部長は、特定の施設等の管理者等に対して優先的利用を要請し、管理者等は利用に関する処分、移動命令等。対策本部長による指示、代執行等。
- 国民保護と国等の責務、国民の協力等（国民保護法）
 - ・ 国民保護措置＝住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、国民生活の安定、復旧・備蓄等。政府は国民保護に関する基本指針を定め、指定行政機関・都道府県・市町村は国民保護計画、指定公共機関・指定地方公共機関は国民保護業務計画を定める。
 - ・ 国は、国民保護措置の基本的な方針を定め、国全体として万全の態勢を整備する責務。地方公共団体は、当該地域において関係機関の国民保護措置を総合的に推進する責務。指定公共機関・指定地方公共機関は、その業務について国民保護措置を実施する責務。（同法3条）
 - ・ 国民は、国民保護措置への協力を要請されたときは、「必要な協力をするよう努め

るものとする」。協力は自発的な意思により、強制不可。国民の自由と権利の尊重。

(同法4・5条)

- ・ 日本赤十字社の自主性の尊重。放送事業者の言論・表現の自由への配慮。 (同法7条)
- 国民保護に関する関係機関の義務等 (特徴的な条項)
 - ・ 病院等の施設の管理者は、入院・滞在者の円滑な避難措置を講ずる努力義務 (65条)。
 - ・ 運送事業者である指定機関は、知事・市町村長の避難住民の運送の求めに応ずる義務、及び避難住民救援の緊急物資の輸送の求めに応ずる義務。応じない場合の総理大臣・知事による運送の指示。運送事業者の安全の確保。 (71～73条、79条)
 - ・ 日本赤十字社は、救援の協力義務 (77条)。
 - ・ 電気通信事業者である指定機関は、電話等通信設備の臨時の設置について、救援に必要な協力の努力義務 (78条)。
 - ・ 知事等による物資の売渡しの要請、物資の収用、特定物資の保管命令。公用令書、立入検査等(81～84条)。保管命令違反・立入検査拒否等の罰則 (189・192条)。
 - ・ 知事による収容施設・医療施設開設のための土地等の使用要請、強制使用 (82条)。
 - ・ 大規模な武力攻撃災害発生時の知事による医療関係者への医療の要請。要請に応じないときの指示。医療関係者の安全の確保。 (85条)
 - ・ 運送事業者・電気通信事業者・郵便事業者・一般信書便事業者である指定機関について、運送・通信・郵便・信書便の確保の一般的な措置義務 (135条)。医療機関である指定機関について、医療の確保の一般的な措置義務 (136条)。

【緊急対処事態、治安・災害出動など】

○ 緊急対処事態への対応

- ・ 政府は、緊急対処事態において緊急対処措置を含む緊急対処事態対処方針を定め、指定行政機関・地方公共団体・指定公共機関は緊急対処措置を実施する。武力攻撃事態等に関する規定の一部準用。 (事態対処法22～24条)

- ・ 武力攻撃事態等と同様、特定公共施設等の優先利用等の必要な措置を講ずる（特定公共施設利用法21条）。
 - ・ 緊急対処保護措置を国民保護措置に準じて行う（国民保護法172～183条）。
 - ・ 自衛隊の緊急対処保護派遣（自衛隊法77条の4第2項）。国民保護法上の措置（同法94条の2）。
- 自衛隊の治安出動。間接侵略その他の緊急事態。知事の要請。避難住民の誘導・応急措置・交通規制等。（同法78・81条、89～91条、94条の2）
- 自衛隊の災害派遣。知事の要請・防衛大臣等による災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣。（同法83条、83条の2・3、94条）
- 海上保安庁等（海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、国土地理院、JR各社、NTT東日本・西日本）の一般的協力義務（同法101条）—自衛隊と緊密な連絡を保ち、自衛隊の任務遂行上特に必要があるときは防衛大臣の協力の求めに応じなければならない。

【存立危機事態】

- 存立危機事態に対する対処措置の中に、指定行政機関・地方公共団体・指定公共機関が実施するものとして国民保護関連措置（公共的施設の保安、生活関連物資の安定供給等）があり、対処基本方針の中に位置づけられる（2条8号ニ、9条2項3号）。
- 存立危機事態への対処の基本理念=国・地方公共団体・指定公共機関は、国民の協力を得つつ、連携協力して万全の措置。国民の自由と権利の尊重。（事態対処法3条1項、5項）
- 国の責務=国を防衛し、国土・国民の保護の固有の使命。国全体として万全の措置を講ずる責務（4条）。〔注：地方公共団体・指定公共機関の責務の規定はないこと〕
- 対処措置の実施の調整・指示・代執行等（同法14・15条）—対策本部長は、指定行政機関・地方公共団体・指定公共機関が実施する対処措置の総合調整。地方公共団体の長は意見の申し出可。総理大臣による実施の指示、代執行等。

【重要影響事態】

- 関係行政機関の長は、対応措置について、地方公共団体の長に必要な協力を求め、その他の国以外の者に必要な協力を依頼することができる（重要影響事態法9条）。

【国際平和共同対処事態】

- 防衛大臣は、国による対応措置では不十分なときは、物品の譲渡・貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を依頼することができる（国際平和支援法13条）。

【国際平和協力業務（PKO等）】

- 国際平和協力本部長は、国による国際平和協力業務では不十分、又は物資協力に関し必要と認めるときは、物品の譲渡・貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる（国連平和維持活動協力法26条）。

第3 秘密保護法（情報操作と表現の自由1）

一新安保法制法による国家と社会の変容の危険（その1）

1 制定過程

特定秘密の保護に関する法律（平成25年12月13日法律第108号。以下「秘密保護法」という。）は、日本の安全保障に関する情報のうち特に秘匿が必要であるものを「特定秘密」として指定し、取扱者の適性評価の実施や漏えいした場合の罰則などを定めた。

2013年（平成25年）10月25日、第2次安倍内閣が閣議決定をして第185回国会に提出し、同年12月6日に成立し、同月13日に公布され、2014年（平成26年）12月10日に施行された。

2 これまでの国家秘密に関する法案

1954年（昭和29年）の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（通

称「MSA秘密保護法」)では、「特別防衛秘密」について保護上必要な措置を講じることに加えて「特別防衛秘密を探知や収集した者」および「特別防衛秘密を他人に漏らした者」に対しての刑事罰が規定されている。

1985年(昭和60年)には、国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案(通称「スパイ防止法」)が第102回国会で議員立法として提出されたが、第103回国会で審議未了廃案となった。

2011年(平成23年)にも、国家秘密の管理体制強化を目指す「秘密保全法」が検討されたが、この時は法案の国会提出は見送られており、また内閣法制局から「法の必要性(立法事実)が弱い」と指摘されていた。

3 制定目的とその背景

秘密保護法は、政府の有する重要な情報の漏えいを防ぐためのものとされるが、日米の安全保障・防衛協力の強化という流れに強く影響され、また、警察業務の情報統制機能強化を意図して制定に至っていると考えられる。その経緯は以下の通りである。

2005年10月、日米安全保障協議委員会(2+2)は、「日米同盟：未来のための変革と再編」と題する共同発表文を出している。そこでは、二国間の安全保障・防衛協力のための不可欠な措置として「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。」とされている。

2006年6月、自民党政務調査会の「国家の情報機能強化に関する検討チーム」は、「情報共有の促進・情報コミュニティーの緊密化と秘密保持」のため、「国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系(罰則規定を含む)の新設・整備等を行う」ことを提言した。

2007年2月、「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」は、秘密漏えいに対して厳しい罰則を定める法律が必要との報告書を発表した。

2007年5月の2+2共同発表文である「同盟の変革：日米の安全保障

及び防衛協力の進展」には、「秘密を保護するためのメカニズムを強化することとした。」との記載がある。

そして、2011年8月8日、政府の秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）を発表した。また、2012年7月4日、自民党総務会は、集団的自衛権行使を容認し、国家安全保障会議（日本版NSC）の設置を前提とする「国家安全保障基本法案（概要）」を発表した。そこでは秘密保護法制の整備も記載されており、秘密保護法制が日本版NSCと密接なものとして位置付けられていることが分かる。

そして、2013年8月に政府が国会に提出し、同年11月27日に成立した国家安全保障会議設置関連法では、国家安全保障会議（日本版NSC）の設置とともに、関係行政機関（防衛省、外務省、公安調査庁、警察庁等）から情報・資料の提供を受けて統合整理し、同会議を恒常的にサポートする国家安保局の設置も盛り込まれている。秘密保護法はこのような日本版NSCにおける情報漏えいを防止するものとしても位置付けられているのである。

他方で、秘密保護法では、「特定有害活動の防止に関する事項」や「テロリズムの防止に関する事項」を特定秘密の対象としている。これらの事項は主に警察が所掌するものである。また、警察庁警備局警備企画課は、秘密保護法案作成を担っていた内閣情報調査室との間の協議を全省庁の中で最も多く行っていた。このような事実に鑑みれば、警察業務の情報統制機能強化も秘密保護法の目的の一つと言える。

以上のとおり、秘密保護法は、日米の安全保障・防衛協力推進のための情報共有を強化するための基盤整備、及び警察業務の情報統制機能強化を目的として制定されたと言える。

4 秘密指定の対象

対象となる秘密を「特定秘密」と定義し、その対象を「防衛」、「外交」、「特定有害活動の防止」及び「テロリズムの防止」の4分野とし、別表でそれぞれ10乃至4項目を挙げている。1985年の国会に上程され、国民世論の広範な反対によって廃案とされたいわゆる「国家秘密法案」では、保護の対象とされる国家秘密の定義は「防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項にかかる文書、図画、又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ公になっていないものをいう。」として、対象分野を防衛と外交の2分野としつつ、防衛上の秘匿性を要件としていた。

しかし、本法では対象を「漏えいが安全保障に著しい支障を与えるおそれがある外交秘密」にも拡大しているほか、警察・情報機関の秘密にも拡大されている。「防衛」（別表の1号）で定められている事項は、自衛隊に関する事項すべてと言ってよいほど広範になっており、平和運動に対する影響は重大である。「外交」（別表の2号）では、安全保障に関する外国の政府との交渉内容（2号のイ）が秘密指定され得ることになり、さらに、政府の解釈では、安全保障上の同盟国との外交戦略に関する情報であれば、安全保障に関する内容か否かを問わず、特定秘密に指定され得るものとされる。そのため、国会による国際条約の承認権限が虚偽説明によって侵害されたことを暴いた記者が逆に処罰された西山記者事件のような事件が再び起こる危険性がある。

「特定有害活動」（別表の3号）とは、「公にならない情報のうちその漏えいが我が国安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の

活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。」と定義されている（12条2項1号）。しかし、「その他の活動」「外国の利益」「我が国及び国民の安全」「害するおそれ」との文言により曖昧なものとなっている。

「テロリズム」（別表の4号）とは、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。」と定義されているが（12条2項1号）、これも特定性が乏しい。

上記3号及び4号は、警察庁等が主管する事項で、例えば、警察庁長官が一定の情報を秘密指定すると、これを都道府県警察に通知し（5条2項）、都道府県警察が収集した秘密情報を警察庁長官に提供させる（7条3項）という関係になっている。

3号及び4号の規定の曖昧性及び広汎性からすると、犯罪を犯していない国民の私生活や市民活動を警察の監視対象とすること、個々人のデータを国家によって集積・管理すること、違法な盗聴や通信傍受をすることが秘密裡に行われるようになる危険性がある。国家に原発廃止を求める反原発運動がテロリズムとして位置づけられることもありえ、それは警察組織の中で秘密裡に判断されることであるから、外部の一般市民にはわからないために、秘密裡に、原発廃止を求める運動の監視が行われ、しかもその監視活動の実態を内部告発することがテロリズム防止に関する情報の漏えいとされることもあり得る。

また、原子力規制委員会設置法3条は、「原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする。」とし、同委員会の所掌事務を定める同4条の1項では、まず1号で「原子力利用における安全の確保に関すること」を指摘するとともに、3号で「核原料物質及び核燃

料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること」、
11号で「所掌事務にかかる国際協力に関すること」が挙げられている。これにより、核燃料の運搬・保管や、原発の構造についての情報などが「テロリズムの防止」に関わる情報として特定秘密に指定されることも考えられる。

さらに、4分野を通して、政府による違法な行為についての情報も特定秘密に指定され得るという問題がある。国際連合等の特別報告者を含む世界70か国以上の500人以上の専門家により作成された「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（「ツワネ原則」）は、国際人権法及び国際人道法の違反についての情報、違法な監視の事実、すべての安全保障部門・機関の存在、それらを統制する法律および規則、それらの予算について、情報を制限することができる対象から除外すべきとしている。ところが、秘密保護法では、政府の違法な行為についての情報を秘密から排除できず、この点でツワネ原則に反することになる。

以上のとおり、特定秘密の範囲は不明確で過度に広範である。

5 秘密の指定主体

特定秘密の指定は「行政機関の長」が行うものとされており（3条）、現実的には行政官僚により指定される。これが適正になされるためには、最低限、国民、国会、独立した監視機関による実効的なチェックがなされる必要がある。

国民によるチェックとしては、情報公開請求（情報公開法、情報公開条例）、特定歴史公文書等の利用請求（公文書管理法16条）によるチェックが考えられる。しかし、現実には、情報公開法、公文書管理法とも、国民による実効的なチェックを可能とするようなものではない。情報公開法上、外交・防衛・警察分野の公文書については、非開示事由該当性の判断について行政機関の裁量が広く認められている（情報公開法5条1項3号、4号）。また、情報公開訴訟において、当該文書に非開示事由が記載されているかどうか判

断するために裁判所がインカメラで文書を見る手続が整備されていないため、裁判所が行政機関の言いなりに非開示事由を認めることになりがちである。

公文書管理法においては、これまで防衛秘密の保護に関する訓令が定められていることから、防衛秘密については適用除外とされてきた。秘密保護法4条6項は、30年を超えて秘密指定することの内閣の承認が得られないときには保存期間の満了とともに国立公文書館等に移管することを義務付けた。しかし、保存期間が極端に長期間とされればいつまでたっても行政機関が公文書を持ち続けることになるし、一定期間経過後直ちに公文書が開示されるという仕組みにはなっていない（公文書管理法16条2項参照）。よって、国民によるチェックを実効あらしめるためには、①外交・防衛・警察分野における非開示事由該当性について行政機関による判断の裁量性を否定するよう情報公開法を改正すること、②情報公開訴訟において原告の請求に基づき行政機関の同意なく非開示事由存否判断のためのインカメラ手続を行い得る制度を設けること、③特定秘密についても公文書管理法が適用されることを明記すること、④公文書管理法を改正し、保存期間を限定するとともに、一定年限（例えば30年）経過後原則として特定歴史公文書等の利用請求がなされるようにすることが最低限必要だといわれるのである。

秘密保護法上は、国会がチェック機能を十分に発揮できない規定が置かれている。10条1項1号において、秘密会等に特定秘密を提供する場合には、特定秘密を利用し又は知る者の範囲を制限すること、特定秘密の保護のために国会で定める措置が採られること、行政機関の長において我が国安全保障上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることという要件が必要となる。これでは最終的に特定秘密を提供するのかどうかが行政機関の長（現実的には官僚）による「支障をおよぼすおそれ」の存否についての判断次第ということになってしまう。

既存の関係法令及び秘密保護法には、国民、国会、独立の監視機関による特定秘密指定のチェックを実効あらしめる仕組みがないのである。

6 罰則

(1) 処罰の対象

秘密保護法では以下のような行為が処罰の対象となっている。

- ① 故意の漏えい行為（23条1項及び2項）
- ② 過失の漏えい行為（23条4項及び5項）
- ③ 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為によって特定秘密を取得する行為（24条1項）
- ④ 未遂行為（23条3項、24条2項）
- ⑤ 共謀行為（25条1項及び2項）
- ⑥ 独立教唆行為及び煽動行為（25条1項及び2項）

7 適性確保制度

秘密保護法には、「特定秘密」を取り扱う者を選定するにあたり「適性評価制度」が設けられている（第5章）。

「適性評価制度」は、特定秘密を取り扱わせようとする者（対象者）の①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項（家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む）、②犯罪及び懲戒の経歴、③情報の取扱いに係る非違の経歴、④薬物の濫用及び影響、⑤精神疾患、⑥飲酒についての節度、⑦信用状態その他の経済的な状況を調査するものである（12条2項）。

①の家族は、配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の親及び子を意味し、同居していない家族も含む。よって、対象者の親族について幅広く個人情報が

調べられることになる。

調査の方法としては、対象者に調査票に記載させる調査、対象者との面接、第三者に対する照会というものがある（12条4項）。これらはこれまで国行政職員の一部に対しては法令上の根拠なく行われてきた。秘密保護法では、事実上行なわれてきた調査（秘密取扱者適格性確認制度）に法律上の根拠を与え、これまで評価がなされてきた以外の者（民間事業者の従業員等）についても調査を行うことを目指している。

適性評価制度は、国民のプライバシーを侵害し、国家が正当な表現活動に介入することを許容するものとなっている。また、公務員がこのような環境に慣れることは、職務の公正中立を確保するという意識を低下させることにつながる（憲法15条）。

8 安保法制との関係での危険性

(1) 以上述べてきたように秘密保護法は、秘密の対象となる4種の「防衛」「外交」「特定有害活動」「テロリズム」が広範に及ぶ恐れがあり、政府にとって「都合が悪い」情報を「特定秘密」に指定し、市民に知られないようにすることを可能とする危険性の極めて高いものである。そして、いったん「特定秘密」に指定されると、5年間はその内容が国民・市民に明らかにされず、政府自身が秘密指定を延長する必要があると考えれば、最大30年まで期間延長できることになっている。そしてこの法律は、国民の知る権利の行使を刑罰権でもって抑圧するという点に最大の問題点がある。

この法律が施行された2014年12月には、382件の情報が特定秘密と指定されていたが、2016年度には政府全体の指定の状況は11機関・487件に及んでおり、特に指定件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するものである（平成28年度「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要）。

(2) 安保法制に関する国家の意思決定は、国の存立や国民の生命身体の安全に直結する重大なものであり、それが適正に行われている否かを国民が検証して判断できることが必要不可欠である。ところが、その検証・判断の前提となる情報が、政府によって「特定秘密」に指定され、国民に秘匿されてしまえば、あるいは偏った情報しか与えられない場合、国民は政府の意思決定の適否を正しく判断することができない。

例えば、存立危機事態に該当する事態かどうかは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移などを総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断する」「政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなる」（平成27年5月26日衆議院本会議安倍総理大臣答弁）というのが政府の説明であるが、それらの判断要素のどれをとっても、国民に具体的かつ正確な情報が提供されなければ、「政府の総合的な判断」の適否を国民が判断することができないのである。

また、当時の中谷元防衛大臣は、平和安全法制特別委員会で「（集団的自衛権の行使が必要と）認定する前提となった事実に特定秘密が含まれる場合もある。情報源や具体的な数値そのものは明示しない。」と述べている（2015年11月10日付東京新聞）。すなわち、国会議員でさえも、「集団的自衛権の発動の前提となった、我が国の存立危機事態の具体的事實関係と、その情報源を明らかにしてもらいたい。」と国会で質問をしても、質問を受ける政府は、「それらについては秘密指定されているためお答えできません。」の一言で遮ることが可能となってしまうのである。

南スーダンPKOに関し、2016年7月に首都ジュバで政府軍と反政府軍との間の激しい「戦闘」が行われたことを記録した自衛隊作成の「日々

報告」等の資料が、国民に秘匿されたまま、同年11月自衛隊の部隊に危険な駆け付け警護の新任務が付与されたことは、記憶に新しい。まして、そのような政府が、その判断で秘密保護法によって不都合な情報を「特定秘密」にしてしまうことの危険性は著しい。

(3) 新安保法制法は、憲法9条に違反して、日本が他国の戦争に参戦する集団的自衛権の行使を可能とし、あるいは「後方支援」等の名の下に自衛隊の活動が他国の武力の行使と一体化してしまうなどの、重大な危険性を現実のものとした。その新安保法制法と時を同じくして、それら武力の行使に関連する「防衛」「外交」「特定有害活動」「テロリズム」に関する情報を政府が国民に秘匿できることとなる秘密保護法制が制定された。

私たちはいま、余りにも危険な状態に置かれていると言わなければならない。

第4 共謀罪について（情報操作と表現の自由2）

—新安保法制法による国家と社会の変容の危険（その2）

1 はじめに

2013年12月、特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）が強行採決された。さらに2017年6月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織犯罪処罰法）の改定により、共謀罪を新設する法案が強行採決され可決されたこととされている。

2017年6月15日早朝に行われた共謀罪の参院での本会議採決は、法務委員会での採決を省略して本会議で中間報告した上で行われたが、参院法務委員会での審議時間はわずか18時間にも満たず、国会法56条の3第2項にいう「特に緊急を要する」事情があったとは到底認められない。

特定秘密保護法は、戦前の軍機保護法（明治32年法律第104号）や国防保安法（昭和16年法律第49号）などに、共謀罪は、戦前の治安維持法

(大正14年法律第46号、昭和3年勅令第129号、昭和16年法律第54号)にそれぞれ対応する。前者は、情報を国家の管理統制下に置いて、戦争遂行に都合の良い情報だけを国民市民に与えることで、戦争遂行を容易にし、また後者は、国家の政策に批判的な言論や運動への弾圧を可能にすることで、言論を萎縮させ、国家の戦争遂行に反対する勢力を弱めるものである。

新安保法制法は、これらの情報統制・言論統制とあいまって、戦争できる国づくりのための法体系の核心部分を構成している。これらの法律は、戦前の国家総動員体制を再現して時計の針を戻す、危険な法体系であり、日本国憲法の基本原理である国民主権原理・平和主義・個人の尊厳と人権の尊重とは全く相入れないものである。そしてさらに、今後憲法改正により憲法に新たに緊急事態条項を盛り込もうとする動きがある。緊急事態条項が盛り込まれ、憲法秩序の停止が合法化されることにより、戦時法体系は完成する。今や、法の支配が崩壊する危機が迫っている。

2 共謀罪の概要と問題点

(参考文献：高山佳奈子「共謀罪の何が問題か」岩波書店2017年、日本弁護士連合会「いわゆる共謀罪を創設する法案を国会に上程することに反対する意見書」2017年2月17日)

(1) 共謀罪の対象団体

組織犯罪処罰法6条の2に新設された共謀罪は、対象団体を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる犯罪を実行することにあるものをいう）」とする。

しかしこの定義では、集団について、常習性、反復継続性の縛りはなく、もともとは適法な活動を目的とする労働組合や市民団体であっても、ある時点で違法行為を計画したと官憲が認めた時から「組織的犯罪集団」になった、と解釈することができる。最高裁平成27年9月15日決定は、当初は適法

な活動を行なっていた会社であっても、その後の活動によっては組織的犯罪処罰法に定める「団体」に該当することになり、かつ構成員である従業員の中に犯罪行為に加担することの認識のないものがいたとしても別異に解する理由はない、とした（刑集69巻6号721頁）。この最高裁判例を踏まえて共謀罪を解釈すれば、対象団体は全く限定されないものと理解せざるを得ない。

（2）共謀罪の対象行為

共謀罪の構成要件は、「組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為（組織的犯罪処罰法6条の2第1項1号、2号に掲げられた犯罪）を実行するための組織により行われるもの遂行を二人以上で計画」すること（同法6条の2第1項）及び、同項「各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画」すること（同条第2項）である。

すなわち、共謀罪の構成要件の中心となる行為は、「二人以上で計画」することである。「計画」とは、通常、目的を達成するためにあらかじめ考えた方法・手段・手順等をさす用語であるが、法文上、計画の具体性や現実性までを要求しておらず、抽象的な合意を含むことになる。

そして、「資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われ」たことは、客観的処罰条件に過ぎないから、準備行為の有無によらず、捜査当局は「計画」があったときから犯罪捜査を行うことが可能となり、捜査機関の判断により強制捜査もありうる。また、準備行為も無限定であり、それ自体危険性のない行為を含むことは、「資金又は物品の手配」、「下見」などの例示からも明らかである。犯罪の実行準備行為としての「下見」なのか、単なる散歩なのかは、行為の外觀から客観的に判断することは不可能であり、内心の目的を自供や共犯者の証言

によって立証することになるが、自供や共犯者の証言に大きく依存する共謀罪立証のための証拠構造は、冤罪の温床となる。

このような共謀罪の構成要件の無限定さは、処罰の対象となる行為とそうでない行為の区別を曖昧にし、構成要件の人権保障機能を失わせるものであり、既遂行為の処罰を原則とし、結果が発生しない未遂の処罰を例外であるとする現行刑法体系を根底から覆すことになる。

また、構成要件上、「組織的犯罪集団」は、「団体の活動として、当該行為を実行する」ものであって、行為主体ではなく、「計画」を行う者が「組織的犯罪集団」の構成員であることも要件ではない。したがって、「計画」への関与があったとの嫌疑がある限り、「組織的犯罪集団」に所属すると否とにかわらず、誰もが捜査を受ける可能性があり、準備行為があれば処罰対象となる。

(3) 共謀罪の対象犯罪

共謀罪の対象犯罪は、当初案で 600 を超える犯罪であったものが 277 (政府説明による。衆議院事務局の集計によると 316 とされている) に減らされたとされている。しかしその中には例えば森林でのきのこの違法採取行為のようなテロと無関係な犯罪が含まれている。他方、経済犯罪としてマフィアと関わる可能性のある、業務上横領罪、会社法上の特別背任罪、商業賄賂罪、あるいは独占禁止法違反の罪が対象から外されているほか、公職選挙法違反、政治資金規正法違反の罪、あるいは特別公務員職権濫用罪、特別公務員暴行陵虐罪などの権力犯罪も除外されている。また税法分野では、所得税法、法人税法、消費税法が対象犯罪に含まれる一方で、たばこ税法、石油石炭税法、石油ガス税法、航空機燃料税法、揮発油税法など、企業ぐるみで組織的に行われるであろう犯罪や、相続税法違反の罪は対象犯罪から除外されている。このような対象犯罪の取捨選択はテロ対策、という名目から見て、明らかに不可解で不合理であると言わざるを得ない。

(4) 国連国際組織犯罪防止条約との関係

共謀罪の新設は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「国連国際組織犯罪防止条約」という）の締結に不可欠である、と説明されている。

しかし、我が国ではすでに、殺人、強盗、身代金目的略取、営利目的略取及び誘拐、ハイジャックなどの主要な暴力犯罪について、予備、陰謀、準備行為が処罰対象とされている。また、判例上は、違法目的で銀行預金を開設する行為について、通帳、キャッシュカードの詐取として詐欺罪の成立を認め、違法目的で講習の立ち入り可能な場所に立ち入る行為（たとえば暗証番号盗撮目的でATMコーナーに立ち入る場合）に建造物侵入罪の成立を認めなど、実質的な犯罪準備行為を広く処罰対象とするものが現れている。

このような現行法の体系や判例の傾向から、国連国際組織犯罪防止条約の締結には、現行法で十分対応が可能であって、共謀罪を新設する必要はないのである。

そして、このように現行法がすでに組織犯罪の処罰に対応できることにかんがみれば、国連国際組織犯罪防止条約5条については、一部留保して批准することは十分可能である。外務省によれば、国連国際組織犯罪防止条約の締結にあたり共謀罪を新設したのは、ノルウェーとブルガリアの二カ国しかない、という。このことから多くの国や地域は特別の立法をせずに条約を締結していることがわかる。

他方、現実に新設された共謀罪の対象犯罪が、国連国際組織犯罪防止条約の要請としては理解しがたい（本来対象とされるべき経済犯罪が多数除外されている）。共謀罪と国連国際組織犯罪防止条約とを結びつけて説明するのは詭弁というべきである。

3 共謀罪と治安維持法

（1）治安維持法（1928年勅令第129号による改定後のもの）は、「国

体を変革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者」は、死刑又は無期懲役ないし5年以上の懲役ないし禁錮、「情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者」は、2年以上の懲役又は禁錮に処す、などの内容であった（同法1条1項）。その後治安維持法は1941年に、罰則の整備強化、思想犯取り締まりのための特別の刑事手続の導入、予防拘禁制度の導入などを盛り込んで大幅に改定された（1941年法律第54号。改定の詳細な内容については、奥平康弘『治安維持法小史』207頁以下、1977年筑摩書房）。

(2) 治安維持法によって1928年以来検挙された者は六万人、起訴された者は6000人と言われる（大原社会問題研究所『別巻日本労働年鑑太平洋戦争時の労働運動』114頁、東洋経済新報社1965年）。治安維持法が標的としたのはもともとは共産党であったが、「後には社会民主主義・自由主義・一切の反政府運動、さらにはそれらの思想そのものに適用されていった」（同）。1941年の改定により、「国体を否定し又は神宮若しくは皇室の尊厳を冒涜すべき事項を流布することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者」も処罰対象とされる（1941年改定法7条）ことにより、弾圧対象は宗教団体にも拡大されていった（奥平前掲書212頁）。

(3) 治安維持法は、制定過程において、法案の定める犯罪は全て目的犯であって、一定の明確な目的をもってなされる行為のみを処罰するものであるから、警察の濫用は大幅に抑えられると説明された（奥平前掲書51～52頁）。警視庁幹部は、「治安維持法は伝家の宝刀に過ぎぬ」と制定当時に説明していたと報道されている（東京朝日新聞1925年5月6日付記事）。しかしいざ蓋を開けてみると人権抑圧のための世紀の悪法であったことは前記のとおりである。翻って、共謀罪についても、あたかも治安維持法の制

定過程におけるのと同じような説明がなされている。治安維持法は、団体の結成を規制する点で、共謀罪と共通する目的があり、さらに「結社の目的の遂行」（1941年法1条後段など）「結社の準備」（同法3条前段）の他、実行の協議、扇動、宣伝その他「目的遂行のためにする行為」までを処罰対象としているが、これは共謀罪が「計画」行為を処罰対象としたことと類似している。そして結果の発生に関わらず「結社」の段階で処罰しようとする点も「計画」の時点で構成要件該当性を認め、処罰を前倒しする共謀罪とよく似ている。

他方、共謀罪は、治安維持法とは異なり、準備行為を処罰条件としているが、これは必ずしも共謀罪の適用範囲を限定することにはならず、準備行為の有無に関わらず捜査が可能であることはすでに指摘した通りである。そして、治安維持法は「国体変革」「私有財産否認」等の明確な目的が必要とされていた（もっともその目的は、当時の思想検察官、裁判所により、限りなく拡大解釈された）のに対し、共謀罪は、法の定める約300の犯罪の実行を共同の目的とする集団、と認定されれば足り、目的犯の規定形式でさえない。その意味では、共謀罪において、犯罪実行の目的は、組織的犯罪集団の認定に関わるに過ぎず、構成要件該当性を絞る要件ではないため、共謀罪の方が治安維持法よりも拡大解釈の余地が大きい、とさえ指摘されている（平岡秀夫・海渡雄一『新共謀罪の恐怖－危険な平成の治安維持法』207頁、緑風出版2017年）。

4 小括

治安維持法の制定にあたり、「裁判所が人権蹂躪のチェック機能を果たすから、たとえ治安維持法において抽象的な概念などが用いられていても問題はない」と強弁された。（中略）しかし、裁判所が現に果たした役割というものは人権蹂躪のチェックではなく、拡大解釈の域をはるかに超えた当局の『拡大解釈』にお墨付きを与えるための論理、概念を考案し、提供するというこ

とでしかなかった」（内田博文『治安維持法の教訓－権利運動の制限と憲法改正－』14頁、みすず書房2016年）。

このような治安維持法運用の実態から、内田博文氏は、「法曹は担い手の面でみれば治安維持法の『生みの親』でもあり『育ての親』でもあった」と指摘する（同）。この指摘は鋭く、重い。

本来、「法の支配」の担い手であるべき法曹は、今日、立憲主義を無視した「解釈壊憲」や、全く無限定な治安目的・弾圧目的での捜査と処罰を可能にした共謀罪の成立という、我が国の法制史上に刻まれた大きな曲がり角にあって、あくまで法の支配を守るのか、それとも法の支配を拠棄して権力に追従するのか、重大な選択を迫られているのである。

第5 軍需産業と経済構造の変化

一新安保法制法による国家と社会の変容の危険（その3）

1 安倍首相の外交・安全保障政策とアベノミクス

安倍首相は2015年4月の訪米時（このとき、日本の首相として初めてアメリカの議会上下両院合同委員会で演説）、笹川平和財団アメリカ支部主催のシンポジウムで「日本の世界的役割」と題して以下のとおり語った。

「強い日本は、安定して成長する経済に土台を置きます。若い世代の日本人が、自分と自分の国と、その両者の将来について、自信をもつところから始まります。私の外交・安全保障政策は、アベノミクスと表裏一体であります。」

「日本は15年間、1997年からずっとデフレ経済の中に沈んでいました。その中GDP、名目GDPは縮小し、そして世界におけるプレゼンスも小さくなってしまいました。その間、日本人は自信を失い、もう成長できない、こう思いはじめっていました。私はこれを変えなければいけない、デフレから脱却をして、経済を成長させ、そしてGDPを増やしていく。」

それは社会保障の財政基盤を強くすることになりますし、当然、防衛費をしっかりと増やしていくこともできます。」

安倍首相は、アベノミクスという経済政策の目的を安全保障政策と表裏一体であると位置づけた。すなわち、経済発展を、国防費を増やすためと断言したものであり、安倍内閣の本質を表している。安保法制法強行採決後に掲げた「GDP 600兆円に向けて」という目標も、軍拡のための基盤作りと考えられる。

2 従来の軍需産業に対する日本政府の姿勢－武器輸出三原則

(1) 日本の軍需産業の特殊性としては、日本が憲法9条のもと、武器輸出三原則を持ち、武器輸出には抑制的な対応を続けてきたことが挙げられる。

ア 武器輸出三原則は、1967年に佐藤栄作内閣が定めたものであり

- ①共産圏諸国への武器輸出は認められない
- ②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国への武器輸出は認められない
- ③国際紛争の当事国またはその恐れのある国への武器輸出は認められない

とする原則である。

イ そして1976年2月、三木武夫内閣が、武器輸出についての政府の統一見解として、

- ① 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない
- ② 三原則対象地域以外の地域については、武器の輸出を慎む
- ③ 武器製造の関連設備の輸出については、武器に準じて取り扱う

と表明し、全面禁止の原則を掲げた。

日本の軍需産業にとって、買い手は日本政府に限られることとなり、軍需品は量産されず、多品種にわたり、また進歩が急速で生産期間が短く、開発コストが高騰していた。経済界は、海外への市場拡大を求め、

軍事力強化を目指す国も武器市場の拡大を欲した。

(2) その後、1983年に中曾根康弘内閣が米国への武器技術の提供を容認、2004年に小泉純一郎内閣が弾道ミサイル防衛システムの共同開発に伴う米国への武器輸出を例外的に認めた。しかし、原則自体は変更されなかった。

(3) 2011年、野田佳彦内閣が、個別に例外措置をとる手法を改めて、協力国との共同生産に伴う武器輸出については包括的に例外化することとした。もっとも、共同生産の相手方が武器を第三国に輸出する際には日本の事前同意が必要という条件をつけ、制約を課した。

3 武器輸出への環境整備としての防衛装備移転三原則

こうした武器輸出三原則等を第二次安倍内閣は撤廃し、経済界が求めるままに、武器輸出を解禁した。

2013年12月17日に閣議決定した「国家安全保障戦略」を受けて、2014年4月、第二次安倍内閣が定めた「防衛装備移転三原則」はこれまでの原則と例外を転換させた。その内容は

(1) 移転を禁止する場合の明確化（第一原則）

- ①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③紛争当事国への移転となる場合

(2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開（第二原則）

(3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保（第三原則）

であった。

その上で、紛争当事国への輸出は禁じるとしながら、政府はその定義を狭めて「武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国」とし、政府の定義では紛争当事国は現在存在しない（経済産業省、安全保障貿易管理Q & A「武器」

A3-1)とした。また、日本の事前同意を条件としながら、相手国の管理態勢の確認のみで容認することも可能と定め、第三国への輸出にも抜け穴を設けた。

防衛省が2014年6月に定めた「防衛生産・技術基盤戦略」は、武器輸出を解禁する理由として以下の点を挙げた（「防衛生産・技術基盤戦略」3頁以下）。

- ・ 防衛装備品に係る技術革新や開発コスト高騰等により、欧米主要国においても一国で全ての防衛生産・技術基盤を維持・強化することは、資金的にも技術的にも困難となっており、航空機などについては、国際共同開発・生産が主流となっている。
- ・ 我が国は防衛装備の海外移転については、武器輸出三原則等に基づき慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国の平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、防衛生産・技術基盤を取り巻く環境変化に対し、武器輸出三原則等の我が国の特有の事情により乗り遅れ、我が国の技術は、最新銃戦闘機やミサイル防衛システムなどの一部先端装備システム等において米国等に大きく劣後する状況となっている。

すなわち、高性能な武器を生産するための国際共同開発・生産に乗り出すために、武器輸出を解禁したというのである。

4 防衛装備府発足と武器輸出に向けた政府の動き

防衛装備移転三原則を表明した安倍内閣は、2015年6月には、軍需産業の育成・管理をその一つの目的とする防衛装備府の設置を防衛省設置法改正により定め、同年10月に同庁は発足した。

防衛装備府は、構想段階から軍事装備品に関わり、研究・開発、量産取得、運用・維持整備といったライフサイクルを通じた一元的なプロジェクト管理を行う。すなわち、軍需産業は、国家からの極めて強い統制を受けることと

なる。

そして、防衛装備庁発足と前後して、武器輸出に向けた様々な動きがなされている。

2014／4 オーストラリアと日本が、船舶の流体力学分野に関する共同研究を進めることに合意

2014／5 富士通のイギリス子会社「富士通サービス」がアメリカ国防総省の武器管理システムなどを開発するアメリカのＩＴ企業「グローブレンジャー」を買収

2014／6 パリで開かれた世界最大の国際武器見本市「ユーロサトリ」に日本の大手中小計13社（大手防衛企業6社）が参加。軍事転用を探る中小企業は武器輸出が企業にとってのビジネスチャンスであるとアピール

2014／7 日豪首脳会談（於オーストラリア）「日豪防衛装備品・技術移転協定」署名

2014／8 三菱電機がイギリス防衛大手と空対空ミサイルの共同研究・開発で合意

2015／3 政府が「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」設置。日本企業による海外の武器製造企業の買収への規制を見直す方針とした

2015／5／13～15 海上防衛についての大型の武器展示会「MASTAsia 2015」開催。国内で初めての武器展示会であり、後援は防衛省、外務省、経済産業省。海上自衛隊初参加。

2015／9 日本経団連「防衛政策の実行に向けた提言」で防衛産業の役割の増大、官民及び大学との連携強化の必要性を強調

2015／10 防衛装備庁発足

2016／1 防衛省と三菱重工が研究開発を進める研究用の航空機、先進

技術実証機「X 2」初お披露目。4月22日に初飛行。220社が参画。部品のおよそ9割を国内の防衛関連企業が製作。現在の自衛隊の主力戦闘機F 2は純国産を目指しながら、アメリカの圧力で日米共同開発になった経過があり、純国産戦闘機は防衛省の悲願。

2016／4 オーストラリアがフランスの潜水艦導入を決定

2016／10 「2016年国際航空宇宙展」に出展。防衛装備庁長官が基調講演。欧米やASEANなど15カ国の装備品取得組織の長などを招待し、展示会場の案内、空自との連携による二国間会議やC-2輸送機の見学などを実施した。

2017／6／12～14 幕張メッセで開催された「MASTAsia 2017」に出展。防衛装備庁長官などがシンポジウムなどに参加して日本の防衛装備・技術に関する施策などについて情報発信を実施、二国間・多国間協議を実施。

2018／3／26 海上自衛隊保有の練習機「TC-90」3機、関係機材、技術情報をフィリピン海軍に無償譲渡。防衛大臣政務官がフィリピンを表敬訪問。

2019／1／31～2／1 イタリアにおいて、防衛装備庁とイタリア国防省が主催となる「第1回日伊・官民防衛産業フォーラム」を開催。

2019／2／23 インドにおいて、防衛装備庁とインド国防生産庁が主催となる「第2回日印・官民防衛産業フォーラム」を開催。

2019／3／12 陸上自衛隊保有の多用途ヘリコプター「UH-1H」の部品等をフィリピン空軍に無償譲渡。

2019／6／17～19 幕張メッセで開催された「MASTAsia 2019」に出展。防衛装備庁は、模型、試作品、パネル等の展示を行った。

2019／11／18～20 幕張メッセで日本初となる総合防衛大会「DSEI JAPAN」（武器見本市）が開催される。防衛装備庁もブ

ースを設け、10式戦車等を展示した。防衛省、外務省、経済産業省も大会を後援。

5 宇宙開発

また、安倍内閣は、長く平和目的に限定されてきたはずの宇宙開発の軍事利用を進めている。2015年1月に決定された「第3次宇宙基本計画」では、宇宙政策の目標の1番目に「宇宙安全保障の確保」を掲げた。

6 経済界の受け止め方と政府の対応

これらの流れを、日本の軍事産業は利益拡大のチャンスとして歓迎している。

防衛省が防衛装備品を調達した相手先企業として2011年から4年間1位、2015年に2位、2016年には再度首位となった三菱重工業株式会社は、2016年の防衛省年間調達額のうち24.6%、金額にして4532億円を占めている（自衛隊装備年鑑2017－2018、506頁「平成28年度上位20社の契約実績」）。

しかし、日本での防衛市場はせいぜい2兆円ほどであり、日本の全工業生産額の0.8%に過ぎない。また、V-22航空機（オスプレイ）、F35A戦闘機、滞空型無人機（RQ-4Bグローバルホーク）などはいずれも米国製であり、防衛装備調達額のうち米国からの輸入は2015年からそれまでの4倍になり、全体の4分の1を占める（東京新聞2016年11月8日朝刊）。

一方、2014年の世界の武器市場は3940億ドル（1ドル=110円で43兆円余り）、17年には4200億ドルに伸びると分析されていた（月刊JADIA（日本防衛装備工業会会誌）、2014年7月号）。武器輸出を解禁された日本の軍需産業にとって、巨大市場が突如、眼前に現れたことになる。

また、宇宙基本計画は、宇宙産業基盤の強化にも繋がるとして軍需産業界

は色めきたった。

経団連が利益を追及して推し進めてきた武器輸出、宇宙の軍事利用推進を安倍内閣が取り込み、これまで制限されてきた武器輸出等によって経済成長をはかり、更に軍事費を捻出しようという悪循環への目論見が既に開始されている。

政府が主導することで「死の商人」というレッテルから解放されたが如く、軍需産業による武器輸出、宇宙産業の軍事目的利用が推し進められようとしている

第6 軍事研究と学問の自由

—新安保法制法による国家と社会の変容の危険（その4）

1 日本学術会議の声明

防衛省が科学界との結びつきを着々と強めている。

防衛省と大学との技術交流は2008年からおこなわれていたが、防衛省が、大学の科学者らが行う軍事応用も可能な基礎研究に費用を助成する公募制度（安全保障技術研究推進制度）を2015年度に開始し、軍学共同を明確に推し進めたことを機に、日本の科学者を代表する国の特別機関、日本学術会議は過去の声明の見直しを検討した。

そして、2017年3月24日「軍事的安全保障研究に関する声明」を決定した。

その内容は

- ・ 1950年、1967年に同じく日本学術会議が出た声明を継承すること
- ・ 学術研究は政府によって制約、動員されることがあり、研究の自主性や公開性が担保されなければならない
- ・ 防衛省の研究公募制度は、研究の進捗管理などで政府による介入が著

しく、問題が多い

- ・ 学術の健全な発展に必要なのは民生分野の研究資金の充実
 - ・ 大学などは軍事的安全保障研究の適切性を審査する制度を設けるべき
- というものである。

戦後の科学界が、軍事研究とは一歩距離を置く姿勢をとってきたことを踏まえ、今回の声明では、過去の声明を継承し、防衛省の公募制度に問題があると指摘した。

もっとも、軍学共同の動きはなおも続いている、また戦争を知らない学生や若い科学者などは、基礎研究であるからいい、自らの研究テーマを発展させるためなら軍事の予算でももらいたい、との考え方もある。軍事研究といっても兵器の研究ではなく自衛のための研究であるから研究は許される、という考え方もある。国を挙げて軍事化を進めるための布石を打つ安全保障技術研究推進制度への議論は続いている。

2 2013年閣議決定以降の動き

2013年12月、政府（安倍内閣）は「平成26年度防衛計画大綱」を閣議決定し、大学や研究機関との連携の充実により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努める、との方針を明確に打ち出し、これと前後して、着実に軍学共同の道を政府が推し進めている。

(1) 2013年4月、防衛省は大学と軍事の共同研究を本格化させる専門部署「技術管理班」（仮称）を新設し、大学側との手続を円滑化させる仕組みを整備した。

(2) 2014年4月、政府は「国家安全保障戦略」に基づき、武器輸出三原則に代わる新たな原則として、防衛装備移転三原則を策定した。

従来の武器輸出三原則は、基本的に武器の輸出や国際共同開発をほぼ認めず、必要があれば、そのたびに例外規定を設けて運用する内容であったのに対し、防衛装備移転三原則は、武器の輸出入を基本的に認め、禁止す

る場合を規定し、審査の厳格化、適正管理によって適切な運用を図ろうというものであり、原則と例外が入れ替わっている。

(3) 2014年6月、防衛省は「防衛生産・技術基盤戦略」を策定した。同戦略は「安全保障の視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、产学研官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく」とし、軍学共同を推し進める方針を閣議決定した。これを受け、大学や研究機関・企業への防衛省独自の競争的資金提供制度創設の検討を開始した。

(4) 2014年8月、防衛省は、軍事技術発掘のため1年20億円の基金制度を概算要求した。

(5) そして、2015年度から、防衛省による安全保障技術研究推進制度の運用が開始された。（以下、防衛装備庁「平成29年度安全保障技術研究推進制度公募説明会」資料参照）

安全保障技術研究推進制度とは、軍事への応用ができる基礎研究を行う機関に対し、防衛省が最大で年3900万円の研究費を3年間直接助成する内容である（年度毎の委託契約による）。

制度が始まった2015年度は109件の応募があり（うち80件が大学や公的研究機関。29件が企業等）、このうち4大学を含む9つの研究機関の提案が採用された。初年度予算は3億円であった。2016年度の応募は44件と半減したが予算は6億円に倍増し、17年度予算では一挙に100億円に膨れあがって、新たに5年間の複数年契約により1件あたり最大20億円を助成するタイプも導入された。その結果17年度の応募件数は企業等の応募の増加の影響もあり、104件に再び膨れ上がった。その後は大学からの応募は減少しているが、企業からの応募は増加し、多数を占める傾向にある。

制度の狙いは防衛装備品に利用できる新技術の開発である。新技術は軍

事目的のみならず民生用の利用も期待することから、政府は「デュアルユース（軍民両用）技術」だと説明して、利用の心理的倫理的ハードルを下げ、制度利用促進を進めている。

研究結果が「良好」と判断されたものは、15～30年かけて武器転用することが想定されている。

当該制度の問題点としては、他省庁の資金助成制度では、大学や民間の研究者が進行状況をチェックするが、防衛省の場合、装備庁職員の研究者が担当するとされており、政府の研究に対する過度の介入が認められている点がある。また、将来的には研究成果が特定秘密となる可能性があり、その場合には、公開すれば特定秘密保護法の定める漏洩罪が適用されるおそれもある。

(6) 2015年10月1日、防衛装備庁が発足した。

(7) 2017年2月、内閣府は有識者会合「安全保障と科学技術の研究会」を発足させた。防衛省だけでなく他省庁も巻き込んでデュアルユース技術の開発を進める方策を探るものであり、安全保障技術研究推進制度にとどまらず、他の省庁が主導して大学や研究機関の研究を防衛技術に転用できる仕組みを検討する。結果は「総合科学技術・イノベーション会議」（議長・安倍晋三首相）に反映される。同会議は国の科学技術政策を担い、関連予算をどう配分するかを決めている。

3 大学等の科学者が安全保障技術研究推進制度への応募を検討する背景

安全保障技術研究推進制度が問題になる背景は、文部科学省の「選択と集中」政策にある。文科省は、国立大学への交付金や私立大学への補助割合を減らす半面、重点大学に指定した大学に予算を厚く配分するなど選別を進めている。国が国立大学に支給した研究費を含む運営費交付金の総額は、04年度から13年度までの9年間で1600億円ほど減少し（これは中小規模の国立大学42校分の交付額に相当する）、足りない分は外部資金で賄うよ

う求めている。一部の有名大学に資金が集中し、それ以外の大学では研究室維持が困難な事態も生じている。

JAXAや理化学研究所など研究機関である国立研究開発法人への交付金も5年間で約1200億円減少している。

その一方で、防衛省は上述の安全保障技術研究推進制度を導入し、2017年度には助成のための予算を110億円（5年間）に増額した。資金不足に悩む研究者が資金確保のために苦渋の選択を迫られている現状がある。

加えて、米軍が日本の大学や公的機関の研究者に研究費の提供を続けており、2007年から10年間の総額が少なくとも8億8000万円に上るとの報道もある（東京新聞2017年2月11日朝刊1面）。米軍資金は、利用者の間では、申請手続が簡単で、研究結果公表も自由とされており、使い勝手のいい資金として認識されているようである。

2013年には「研究開発力強化法」が改正され、国立大学を含む研究開発法人に対し、主務大臣が「必要な措置をとることを求めることができる」とし、研究開発法人は「その求めに応じなければならない」とした。国の安全にかかわる研究には必要な資源配分を行うことも明記された。

このように、政府は、科学者が軍事研究をより促進せざるを得ない方向に予算を配分する方針をとることで、科学者の学問に関する選択の幅を具体的に狭めている。

4 軍事研究と学問の自由

(1) 2013年12月、特定秘密保護法が成立した。

軍事にかかわる研究の透明性が著しく低下し、軍事機密を漏えいしたとみなされた大学教員や研究者が厳罰を科される可能性が強く懸念される。

(2) 軍学共同が既に社会に深く根付いているアメリカの事例から考えると、学問の自由が著しく蹂躪されかねないことが容易に想定できる。

軍学共同研究の影響は、大学教員や研究者にとどまらず、大学において

は学生・院生にも及ぶ。研究室を主宰する教員や研究者が、その研究を教育の一環として院生・学生に関与させることもありうるからである。その結果、院生・学生が意味を十分に理解しないまま、軍事研究に関与する可能性も十分ありうる。このような状況を決して大学や研究機関にもたらしてはならない。

(3) 大学は、本来、人類の未来を切り開くための学問・研究の場である。

大学は、学問・研究を通じて、民主主義の発展や人々の生活向上、核兵器の廃絶・貧困の根絶といった普遍的な問題や、平和の創造に関する問題に取り組む場である。このため大学は、政治的権力や世俗的権威から独立して、真理と平和を希求する人間の育成としての教育を基本とすべきであり、軍学共同とは両立しえない。

5 日本学術会議の動き

こうした動きを受けて、上記声明を決定した日本学術会議は、人文・社会科学、生命科学、理工・工学の全分野の約84万人の科学者を内外に代表する組織である。

科学が文化国家の基礎であるという確信の下、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的とし（日本学術会議法2条）、1949（平成24）年1月、内閣総理大臣の所轄の下（国費負担。同1条）、政府から独立して職務を行う特別の機関として設立された。戦後直後の日本を平和な科学技術立国とするという意気込みのもと、科学に関する重要事項を審議して、その実現をはかること及び科学に関する研究の連絡を図り、その能率化を実現することを使命とする。

設立の翌1950年4月28日、第6回総会において「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）」が発表された。第二次世界大戦（太平洋戦争）において、日本の大学・研究機関は、戦争に協力する学問を生みだし、軍と結びつくことで多額の研究費を取得し、軍事研究に深

くかかわり、多くの教え子を戦場に送り出した苦い経験を持つ。731部隊において研究開発された細菌兵器は国際条約では禁止されていたが、自衛のための研究であるとして推し進められた。戦後、この戦争遂行に加担したあやまちを二度と繰り返さないため、大学や研究機関は平和目的の研究のみに従事し、軍事研究は行わないことを固く誓ったものであった（声明は拘束力を持たないが、多くの大学や国の研究機関が組織運営の参考にし、学術界のルールとして定着している）。

日本物理学会の国際会議に米軍が資金提供していたことが判明した後の1967年10月20日、第49回総会においても、改めて1950年の上記声明と同趣旨の「軍事目的のための科学的研究を行なわない声明」が出されている。

その後、上記安全保障技術研究推進制度が導入され、日本学術会議の大西会長が学長をつとめる豊橋科学技術大学の研究者による防毒マスク研究が、同制度の公募で採択されたことなどを受けて、過去2回の声明を再確認なし見直すべきとの声が上がり始めていた。

そして、本節冒頭で述べたように、2017年3月24日「軍事的安全保障研究に関する声明」が決定され、加速する軍事研究への一定の歯止めをかけた形となった。

6 各大学の反応と今後の見通し

この声明の前後から、全国の大学では助成制度への応募を認めない動きが出ていた。京都大は部局長会議で防衛省の研究費をうけることは好ましくないという方針を確認した。2016年12月以降、関西大、明治大、法政大が相次いで、制度に応募しないとする声明を発表している（東京新聞2016年12月8日夕刊、2017年1月27日朝刊3面）。

また上記2017年の声明を受けて、滋賀県立大学は軍事応用研究には大学としての応募はできないとし、名古屋大学も軍事技術に直結する研究に歯

止めを掛ける独自の指針を策定する予定であるとしている（東京新聞 2017年3月19日3面、同23日朝刊2面）。

そして、広島市立大学が2018年3月23日に「軍事への寄与を目的とした研究」等に携わらないとの基本方針を示し、京都大は、2018年3月28日、「京都大学における軍事研究に関する基本方針」を公表し、大学の basic 理念に基づき、「本学における研究活動は、社会の安寧と人類の幸福、平和へ貢献することを目的とするものであり、それを脅かすことに繋がる軍事研究は、これを行わないこととします。」とした。

さらにこれに續いて、名古屋大学も2018年9月14日、「軍事的利用を目的とする研究は行わない。」等の基本方針を明らかにしたほか、筑波大学（2018年12月12日）、茨城大学（2019年3月25日）や、南山大学、青山学院大学、名古屋工業大学などが相次いで基本方針を公表した。

また、琉球大学は、2018年5月28日「琉球大学軍事的安全保障研究への対応に関する規則」を制定し、同大学研究者は軍事目的研究を行ってはならないと規定した。

もっとも、上記声明が防衛省の安全保障技術研究推進制度への応募禁止までは求めなかつたことからも明らかなように、自衛のための軍事研究は容認するとの考えを持つ科学者もあり、また研究のための資金確保の問題は依然として存在しており、研究者が軍事研究とどう一線を画していくのかは科学者の引き続きの議論と倫理頼みの状況に置かれている。

第7 おわりに

1 軍事と国家の論理が優先する国と社会と国民生活

(1) 憲法9条はこれまで、集団的自衛権の行使や海外における武力行使ないしそれに至る危険のある自衛隊の活動を禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国とな

ることがないよう、その歯止めとして機能してきた。

しかし、新安保法制法は、この憲法9条に違反し、その歯止めを外して、集団的自衛権の行使を認め、武力行使をする他国軍隊の後方支援等によってその武力行使と一体化する自衛隊の活動を認め、PKOや外国軍隊の武器等防護での武器使用を拡大してここでも武力行使に至る危険を拡大した。すなわち、日本が戦争当事国になる機会と危険を大きく拡大したのである。

(2) 新安保法制法は、日本国憲法の下で戦争を放棄した恒久平和主義に基づく国の在り方を排斥し、自衛隊を実際に武力を行使する軍隊へと転換し、日本を武力を行使する国、戦争をする国へと、国の在り方を根本的に変えてしまうものである。

いつでも戦える国、戦う準備をする国になることは、国の政策が根本的に転換され、財政、教育、福祉その他国の政策全体の中で、軍事的必要性が優先されていきかねないことを意味する。また、戦争遂行体制ないしその準備体制の構築に向けて、個人よりも国家に価値を置き、国家・公共のための個人の権利制限が当然視され、日常の社会生活や文化においても、そのような価値観の浸透が図られることになりかねない。

そしてこれからは、国民・市民も、実際に日本の国土がテロの対象や戦場になる場合を考えておかなければならぬのはもとより、そうでなくとも、常時、上記のような有事に備えておかなければならぬことになった。

(3) その場合に、真っ先に制約を受ける危険性の高いのは、言論・表現の自由、知る権利の制限である。

言論・表現の自由については、先述のように、2013年12月の秘密保護法の制定で、知る権利と取材・報道の自由が大きく制限されるに至っている。新安保法制法の下でのその危険性は、本書面第3で述べたとおりである。

また、一定の犯罪に該当するとの嫌疑により計画（共謀）の段階から捜査、処罰の対象とすることにより、言論・表現の自由を大きく制約する危険性の極めて高い共謀罪の問題性についても、本書面第4で述べたとおりである。

(4) この表現の自由を含めて、自由民主党の2012年4月の憲法改正草案は、新安保法制法施行後の日本の国在り方として、どのようなものが目指されているかを考える上で、検討を要する。ここでは、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」とされ（同案12条）、表現の自由についてもあえて「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」を行うことを禁じている（同案21条2項）。立憲主義の根本思想である天賦人権説と個人の概念は否定され、憲法13条の「個人として尊重される」はわざわざ「人として尊重される」と書き換えられている。個人よりも家族が重視され、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」とされる（24条）。総じて、権力を縛る憲法ではなく、国民を国家が統制するための憲法としての性格が顕著である。

前文はすべて書き改められているが、ここには復古的な国家観・国民観が端的に表出されている。「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」。このように、国防軍を備えた、国家優先の伝統と文化を守る国として、日本の在り方が展望されているのである。

2 国家戦略の中での軍需産業・軍事研究の拡大と社会の変容

(1) 国家安全保障戦略（2013年12月17日閣議決定）は、わが国が国際政治経済の主要プレーヤーとして、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から」国際平和に寄与していくことを、国家安全保障の基本理念として掲げ、「経済力及び技術力の強化に加え、外交力、防衛力等を強化し、国家安全保障上の我が国の強靭性を高めること」を国家安全保障上の戦略的アプローチの中核と位置付ける。

その戦略的アプローチの中の一つに、「防衛装備・技術協力」があり、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品等の国際共同開発・生産等に参画することが求められており、武器輸出三原則等が果たしてきた役割にも配慮した上、「武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする」と、武器輸出禁止原則を見直すことを打ち出した。

また、戦略的アプローチの他の項目として「技術力の強化」を掲げ、我が国の高い技術力は価値ある資源であり、「デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力の強化を図る必要がある」「産官学の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するよう努めていく」と、踏み込んだ戦略を明らかにしている。その上で、国内基盤の強化として、「我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化」「知的基盤の強化」を掲げ、「高等教育機関における安全保障教育の拡充・高度化、実戦的な研究の実施等を図るとともに、これら機関やシンクタンク等と政府の交流を深め、知見の共有を促進する」としている。ここに明確に、いわゆる「軍学共同」「軍産共同」の方針が示されている。

そして新安保法制法は、まさにこの国家安全保障戦略の核心を担う法制であり、その法制が制定された今、前述のようにその動きが加速しつつある。

(2) また、国家安全保障戦略を受けて、安倍内閣は、2014年4月1日、従来の武器輸出三原則に代えて「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。また、2015年10月1日防衛省の外局として防衛装備庁が設置され、武器の調達・開発だけでなく、輸出をも含む「諸外国との防衛装備・技術協力の強化」が任務とされた。

ところで、この防衛装備庁の発足に合わせて、日本経団連は、同年9月15日（安保法制の参議院採決の4日前）、「防衛政策の実行に向けた提言」を発表している。提言は、安保法制が成立すれば、自衛隊の国際的な役割の拡大が見込まれ、自衛隊の活動を支える防衛産業の役割は一層高まるとし、「防衛装備品の海外移転は国家戦略として推進すべきである」という。また、「研究開発の拡充、装備・技術協力、契約制度改革、企業と省庁との連携強化を着実に実施すべきである」と述べるとともに、「基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべきである」と述べる。その他この提言は、国際共同開発・生産の推進、官民一体となった展示・販売戦略の展開等の必要性を説いて、防衛産業の発展に努めることを強調する。国家安全保障戦略にいう「産官学の力の結集」を具体化させようとするものである。

産業界の軍需への期待は高まっている。それを奨励し、推進しようとする政府の姿勢も明らかである。日本の企業の軍需依存率はまだ低いが、これは戦後憲法9条が存在し、武器輸出禁止原則等が採られてきたことの反映である。しかし、経済界も上記のように変わりつつある。そして、武器の製造や輸出を推進すれば、その軍需依存率は増大し、企業にとって不可欠なものになっていく。そこに働く労働者もまた、武器を作れ、武器を売れと要求するようになる。「武器輸出を推進することにより、政治家のみならず、官僚達もその利権に染まっていく。武器産業はもとより、労働者も武器が売れる喜ぶことを喜ぶ。そして、最終的には、官民ともに心のどこか

で戦争や紛争が起きることを望むような国になってしまふ」。それは戦争への最後の歯止めが失われることではないか、と問題提起がされる（古賀茂明「悪魔の成長戦略—民意が変質させられる前に」（「世界」2016年6月号128頁）。

以上